

令和元年度

大津町地域防災計画

大津町防災会議

《 目 次 》

第 1 章 総 則

第 1 節	目 的	1
第 2 節	防災に関し関係機関の処理すべき事務または業務	1
第 3 節	災害要因と被害状況	3
第 4 節	大津町の気象災害の特性	3

第 2 章 災害予防計画

第 1 節	水害予防計画	4
第 2 節	地すべり山崩れ等災害予防計画	4
第 3 節	火災予防計画	5
第 4 節	災害危険地域指定計画	5
第 5 節	防災業務施設整備計画	6
第 6 節	災害備蓄物資整備計画	7
第 7 節	災害対策基金等管理計画	8
第 8 節	自主防災組織整備計画	8
第 9 節	防災知識普及計画	11
第 10 節	防災訓練計画	13
第 11 節	避難行動要支援者支援計画	13
第 12 節	行政機関の業務継続計画	14
第 13 節	行政機関の受援計画	14

第 3 章 災害応急対策計画

第 1 節	組織計画	16
第 2 節	災害応急対策要綱	16
第 3 節	職員の配置基準	20
第 4 節	組織図及び系統図	22
第 5 節	通信施設利用計画	24
第 6 節	情報収集および被害報告取扱計画	25
第 7 節	広報計画	36
第 8 節	水防計画	36
第 9 節	消防計画	37
第 10 節	避難計画	38
第 11 節	災害救助法等の適用計画	49
第 12 節	救出計画	49
第 13 節	医療救護計画	50

第14節	食糧供給計画	51
第15節	給水計画	51
第16節	衣料品等物資供給計画	52
第17節	住宅応急対策計画	53
第18節	交通規制計画	53
第19節	輸送計画	54
第20節	民間団体活用計画	54
第21節	労務供給計画	55
第22節	防疫計画	56
第23節	廃棄物処理計画	56
第24節	文教対策計画	58
第25節	障害物除去計画	59
第26節	公共施設応急工事計画	60
第27節	農林応急対策計画	61
第28節	災害ボランティア活用計画	61

第 4 章 震災対策計画

第1節	目的	62
第2節	災害予防計画	62
第3節	災害応急対策計画	65
第4節	災害復旧計画	70

第 5 章 災害復旧・復興計画

第1節	災害復旧・復興の基本方向	72
第2節	公共土木施設災害復旧計画	72
第3節	農林水産施設災害復旧計画	73
第4節	その他の災害復旧計画	74

資 料 編

- 1 大津町情報メール「からいもくん便り」
- 2 大津町防災会議条例
- 3 大津町災害対策本部条例

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、大津町において、防災に関し県、及び各防災関係機関を通じて必要な体制を確立するとともに、防災行政を総合的かつ、計画的に推進することにより地域の保全、町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 防災に関し関係機関の処理すべき事務または業務

防災に関係ある各機関の処理すべき事務または業務はおおむね次のとおりとし、各機関は、防災に関する部署または係をあらかじめ定めておき、日頃から災害応急対策等についての検討を重ねておくものとする。

機関名	事務または業務
大津町 大津町議会 大津町区長会 293-3111	<ol style="list-style-type: none"> 1 大津町防災会議に関する事項 2 防災に関する施設の新設、改良及び復旧対策 3 防災行政無線取扱い業務 4 災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査 5 消防、水防その他の応急措置 6 被災者に対する救助及び救護措置 7 災害時における保健衛生、文教及び交通等の対策 8 町内における公共的団体及び住民防災組織の育成指導 9 その他、町の所掌事務についての防災対策
大津警察署 294-0110	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の公安警備に関する指導及び協力 2 非常時における災害情報の伝達及び警察無線通話の協力 3 その他警察署の分掌に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項
菊池広域連合南消防署 232-9331 232-9352 119	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における負傷者の救助及び負傷者の緊急輸送 2 気象予警報、災害情報等の伝達 3 災害時における消防無線通話の協力 4 避難者の誘導 5 その他消防署の所掌事務についての防災対策
国土交通省 九州地方整備局 熊本河川国道事務所 防災課 096-382-1111	<ol style="list-style-type: none"> 1 国道57号の災害応急対応 2 「大津町における大規模な災害時の応援に関する協定書」に基づく支援
九州農政局 地域第四課 0968-25-2137	<ol style="list-style-type: none"> 1 主要食糧の需給対策
熊本森林管理署 菊池森林事務所 0968-27-1000 090-4532-7730	<ol style="list-style-type: none"> 1 国有林野等の森林治水事業等及び防災管理 2 災害応急用材の需給対策
JR肥後大津駅 293-2059 JR大津工務センター 293-2119	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道施設の防災対策 2 災害時における救助物資及び人員の緊急輸送
郵便事業株式会社 肥後大津支店 293-2779	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における郵便輸送事業の確保 2 災害時における郵政業務運営の確保

機関名	事務または業務
郵便局株式会社 肥後大津支店 293-2819	1 郵便為替貯金及び簡易保険の非常取扱いを行うこと
NTT西日本 熊本支店設備部 321-3083	1 電気通信施設の防災対策 2 災害時における非常・緊急通話の調整及び気象予警報の伝達
九州産交株式会社 大津営業所 293-3151 自動車輸送機関	1 災害時における自動車による人員及び救助物資等の輸送確保
九州電力株式会社 大津営業所 0120-986-602	1 電力施設の保全、保安対策 2 災害時における電力供給の確保
病院等経営者	1 避難施設の整備と避難訓練並びに災害時における収容者保護 2 災害時における負傷者等の医療、助産救助
大津町商工会 293-3421	1 商工業関係の被害調査、融資希望者の取りまとめ、及び斡旋等 についての協力 2 災害時における物価安定についての協力、徹底 3 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋
おおきく土地改良区 293-6851	1 溜池及び水こう門等の整備と防災管理 2 農地及び農業用施設の被害調査及び復旧
菊池地域農業協同組合 大津中央支所 293-3211 菊池森林組合 0968-37-3500	1 農林関係の被害調査及び協力 2 農産物、林産物等の災害応急対策についての指導 3 被災農家等に対する融資、またはその斡旋並びに飼料、肥料等の 確保または斡旋
熊本県大津無線救護隊	1 非常時の場合の無線通信の協力
ガス供給機関 293-2007	1 ガス施設の保全、保安対策 2 災害時におけるガスの供給の確保
大津建設業組合	1 災害時における機械器具の協力、斡旋 2 「大規模災害時の支援活動に関する協定書」に基づく応急措置
菊池環境保全組合 293-2555	1 災害時における塵芥処理（施設で処理できる範囲のもの）
大津菊陽水道企業団 293-7711	1 飲料水の備蓄及び確保 2 給配水施設に関すること 3 水道被害調査
企業連絡協議会	1 企業等の災害予防体制の強化及び防災訓練等の積極的な実施 2 災害発生時の所要応急措置及び町、その他の防災関係機関の防 災活動への積極的な協力
大津町消防団 293-3111	1 情報の収集、伝達 2 災害広報 3 避難の勧告、指示、誘導 4 被災者の救助 5 消火 6 警戒区域の設定及び被害の拡大防止 7 危険物施設の保安確保に必要な指導助言 8 関係機関との連絡調整及び応援

第3節 災害要因と被害状況

1 災害要因

大津町は、熊本市と阿蘇山の間位置しており、北は、阿蘇外輪山の鞍岳（1119m）、矢護山（935m）から広がる広大な山林と、それよりゆるやかな傾斜をなして広がる北部畑作地帯で、矢護川、平川の両河川が縦横に流れている。南は、阿蘇山を源とする白川が俵山（1090m）の裾野を流れ水田地帯を形成している。

このような地理的条件から、梅雨時期には阿蘇地方や鞍岳一帯の雨量によって白川、矢護川、平川の水位が著しく激動し、洪水の危険が増大する。町北部は、矢護川、平川の流れにより起伏の激しい複雑な地形のためがけ崩れ、土石流災害の発生が予想される。町中心部においても、近年都市化や宅地造成等により上井手への水の流入量が年々増加しつつあり、家屋への浸水等の被害が懸念される。秋及び台風期には、その進路によっては、驚くべき豪雨出水をもたらす、各地に被害をもたらしている。阿蘇火山噴火については、現在の段階では噴火の予知は非常に困難であるが、過去においては、噴火による火山灰（ヨナ）で農作物等に多大な被害をもたらしている。

また、大津町の南部には、熊本県内から一部鹿児島県北部に位置する布田川・日奈久断層帯が存在し、平成28年熊本地震の原因としてはこの断層帯の活動が指摘されている。地震発生の予知は難しく、地震発生以前の布田川区間の地震発生確立は30年以内において最大0.9%で全国の主な活断層の中では「やや高い」と評価されていた。

2 被害状況

大津町における風水害は、昭和28年の白川流域における風水害が最も大きく、南部地域、特に中島、岩坂地区においては水田が全滅し災害救助法の適用を受けるなど、その災害は未曾有のものであった。その後も昭和32年、昭和40年、昭和55年と水害による被害を受け、平成9年7月に発生した鞍岳一帯の記録的な豪雨や、平成24年7月の九州北部豪雨では白川沿いの水田や民家への浸水、真木地区の民家流出など甚大な被害が発生した。台風では、平成3年の台風19号や平成11年の台風18号と平成16年の台風16・18・21・23号及び平成27年8月には16年ぶりに熊本県に上陸した台風15号により県下全域が甚大な被害を被った。このように、集中豪雨、台風、干ばつ等による被害が数多く発生している。

一方、地震では、平成28年4月に熊本地震が発生し、14日はマグニチュード（M）6.5、16日はM7.3の地震により、ともに最大震度7を記録した（平成29年3月31日までの有感地震は4,284回）。16日の本震では、大津町全域で断水及び停電が発生するとともに、住民約13,000名が避難した。平成29年3月31日時点で人的被害は40名（関連死4名、重傷者26名、軽傷者10名）、家屋の被害は、1,526棟（全壊154棟・大規模半壊222棟・半壊1,150棟）にのぼる。一般道路では、国道57号線の寸断、ミルクロードののり面崩落及び県道・町道の路面陥没・ひび割れが発生した。

第4節 大津町の気象災害の特性

大津町の気象災害を原因別にみると、梅雨による水害と台風による災害で、季節的には6月から10月にかけて多く発生している。

1 梅雨期の大雨による災害

大津町の大雨による災害や水害は、梅雨期に多く発生している。6月下旬から7月上旬にかけて圧倒的に雨量が多く、この間は特に注意を要する。

2 台風による被害

大津町は九州山脈が大きな壁をなしているため、台風が九州の南側を進む場合は比較的軽微であるが、台風が天草に上陸するか、九州の西岸に接近して北上する場合に大きな災害が発生しやすい。台風の襲来数は、7月から急に増大して8月に最高を示し、10月になると減少している。また、台風の経路は夏から秋にかけて次第に西側から東側へ移動している。しかし、近年は早い時期に接近したり、10月に強い台風が上陸したりすることもあるので、注意を要する。

第2章 災害予防計画

第1節 水害予防計画

1 山地災害の原因と対策

本町における災害の主なるものは水害であり、昭和55年、平成5年、平成9年及び平成24年の豪雨及び平成3年9月の台風19号、平成11年9月の台風18号は、暴風雨により山地が崩壊し、土石流となって人家、耕地、その他に甚大な被害をもたらした。豪雨による山地崩壊の主たる原因は、次のようなものがある。

- (1) 無林地状態による山地の浸蝕作用が進み、野溪が発達して起こる山崩れ
- (2) 雨水が山腹の地下表層に浸透し、表層土の重さを増加して起こる崩落
- (3) 表層の下部に不透水層があって、雨水の浸透が行われず、不透水層にそって滑落して起こる山崩れ
- (4) 無林地状態の脆弱にして不安定な山地地盤の崩落
- (5) 溪流の侵蝕が進み、両岸山腹が不安定となって起こる山崩れ
- (6) 不安定な地下水層に雨水が浸透して、その斜面にそって起こる滑落

対策としては、災害の危険度の高い地区については、山脚固定のための谷止工、溪床勾配安定のための堰堤工事を施行するとともに災害に強い森林を造成し、山地崩壊を未然に防止する。

2 浸水想定区域の指定に伴う警戒避難体制の整備及び周知

国及び県が水防法（昭和24年法律第193号）に基づき浸水想定区域の指定を行なったときは、当該警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

この場合、町は国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

第2節 地すべり山崩れ等災害予防計画

1 農地地すべり対策

農地地すべり（土地改良法に基づく施行実施及び計画地域及び管理地域）については、現在まで「地すべり等防止法」に基づき地すべり指定区域の指定を受けたところについて、地すべり防止対策工事を施行し効果を上げている。

今後も危険な個所については、重点的に地すべり防止対策を推進するものとする。

2 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）防止対策

最近における災害の中で、集中豪雨による急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）が各地に発生し、人家密集地等に重大な被害を与える心配があり、町は急傾斜地の崩壊による災害の危険区域については、その防止対策を推進し、警戒避難体制等を整備するものとする。

特に、「水防計画書」に示す土砂災害警戒区域ごと具体的な避難場所及び避難経路を地域の防災マップ等に明記するとともに、地域ごとの「避難行動要支援者」を含めた避難訓練を実施するものとする。

3 宅地災害の防止対策

近年、本町においても宅地化が進み、わずかの降雨でも、がけ崩れや、土砂流出等の災害が起きやすい地域があり、これらの地域の宅地造成工事はもちろんのこと、すでにある宅地についても災害の発生を未然に防止するため、極力行政指導を実施するものとする。

第3節 火災予防計画

大規模構造物や危険物施設等の増加、住居の高層化・密集化等により火災の大規模化・特殊化が懸念される。このため、町は時代の変化に対応したきめ細かな火災予防指導の徹底に努めるものとする。

1 火災予防思想の普及徹底

(1) 火災予防計画

町における過去の火災発生の原因の多くは、失火によるものであり、火災予防対策を強力に推進しなければならない。毎年一斉に春秋2回、火災予防運動を実施し、火災予防思想の普及に努めているが、ポスター、懸垂幕、町広報、防災行政無線等によって趣旨の徹底を期するほか、次の運動を実施する。

- ① 秋季火災予防運動 令和元年11月9日～11月15日
- ② 年末年始の火災予防運動 令和元年12月～令和2年1月
- ③ 春季火災予防運動 令和2年3月1日～3月7日
- ④ 工事に伴う井手止め期間中の火災予防運動

(2) 火災危険地域の選定等

市街地、密集地のうち特に火災の危険の大きい区域については、建築、都市計画、消防面等総合的な観点から火災危険区域を選定し防火対策の樹立を図る。

(3) 予防査察の指導強化

消防機関が行う予防査察においては、管内の防火対象物の実態を十分把握し、それに基づき消防計画・防火管理体制・消防用設備等の維持管理等について適切な指導を行っていきよう強力に推進する。

(4) 民間防火組織の育成・指導

日頃から出火防止、消火訓練、通報訓練等を行い、地域住民一人ひとりの火災予防の自覚と相互協力が図られるよう、地域の実情に応じた消防団、自衛消防隊、幼年少年婦人防火クラブ等の自主防災組織の育成を行い、地域ぐるみの防火安全体制及び初期消火体制の確立を図る。

2 消防力の充実強化

(1) 町の消防力の現況に鑑み、消防施設及び機器の整備に努め人的消防力の充実に図るとともに、教養訓練の徹底により消防力の充実強化を図る。

(2) 消防団の資質向上と、消防技術習熟のため熊本県消防学校において幹部団員の教育を行うとともに団員の現地訓練、規律訓練、教養訓練の徹底で組織強化を図る。

3 森林火災予防

(1) 予防措置

火災の原因が天災は例外として、そのほとんどが人為的であり、発生の場所が林野であるので、人に対する措置と林野に対する施設について考慮しなければならない。

(2) 防火施設

防火施設は、火災の早期発見と適切な防火・消火の措置により、被害を最小限度に防止するもので、森林経営上、予防及び消火の施設を設けることにある。

第4節 災害危険地域指定計画

この計画は、洪水、地すべり等による災害発生の恐れがある地域を指定して、必要な措置を講ずるための現況調査、ならびに危険区域の巡視等災害予防上必要な措置について定めるものである。

町及び県は、国、関係公共機関等の協力を得つつ、風水害の危険発生箇所等について調査を行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するようハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を作成し、住民等に提供するものとする。

する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期立ち退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。

1 災害危険地域の現況

河川、地すべり等により危険と思われる箇所は別冊「水防計画書」のとおりであり、町は県が実施する土砂災害警戒区域等の見直し結果（土砂災害警戒区域等に相当する範囲を示した図面等）について関係地区住民に対して周知する。

(1)土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

①ハッピービレッジ

（住所）岩坂 435 （TEL）096-294-20355501

②デイサービスセンターいわさか

（住所）岩坂 433 （TEL）096-294-5501

(2)浸水想定区域内の要配慮者利用施設

①ハッピービレッジ

（住所）岩坂 435 （TEL）096-294-2035

②デイサービスセンターいわさか

（住所）岩坂 433 （TEL）096-294-5501

③あらいクリニック

（住所）錦野 394 （TEL）096-293-2358

④大津東小学校

（住所）大林 44 （TEL）096-293-2341

※町は要配慮者の避難確保に関する計画の策定や訓練実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

2 実施責任者

河川の災害危険地域の巡視及び災害予防上必要な措置については、別冊「水防計画書」の定めるところにより、水防管理団体(町)が行うものとする。

3 危険区域の巡視等（水防関係）

異常降雨等によって、河川の水位が上昇しているとき、または指定河川について水防警報が発せられたときは、水防管理者（町長）は危険区域について河川、堤防等の巡視を行うものとし、また監視のための水防団員（消防団員）を配置するものとする。なお、通報その他災害予防上必要な事項については、町水防計画の定めるところによる。

第5節 防災業務施設整備計画

災害発生の未然防止及び被害の拡大を防止するための水防、消防及び救助に必要な通信施設、各種機材器具等の整備または推進に関する計画である。

1 水防施設

水災を防御し、または、被害の軽減を図るためには応急対策の円滑化を期する必要がある。そこで、これらを実施するために必要な水防施設の現況を把握するとともに、逐次これらの整備促進を図るものとする。

(1)水防倉庫および水防資材

町の所有する水防倉庫並びに水防資材一覧表は、別冊「水防計画書」のとおりである。

2 消防施設

町の消防力の充実を図るため、菊池広域連合消防本部（南消防署）と連携を図りながら、消防施設等の整備計画については「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき、計画的に消防施設等を整備するよう強力に推進するものとする。

3 通信設備

予警報の伝達、情報の収集を的確に行い、災害応急対策を円滑に進めるには、通信の確保が必要である。そのため防災行政無線の機能及び水防警報施設を有効適切に発揮できるように努める。

(1) 防災行政無線設備の運用強化

通信電話の途絶も考えられるので、町と集落を結ぶ防災行政無線の活用を強化する。

(2) 水防警報施設の活用

災害情報を的確迅速に伝えるため、水防警報施設を十分に活用する。

第6節 災害備蓄物資整備計画

災害発生に際し、罹災者の応急救助対策の迅速かつ、的確な実施に資するための救助物資等の備蓄は、本計画及び大津町備蓄計画の定めるところによる。

1 食糧の備蓄

(1) 非常用糧食の備蓄

非常用糧食の備蓄については、町内避難者1万人を対象として、1日2食で3日分となる6万食を基準に計画的に備蓄するものとし、家庭内備蓄については3日分を推進し、常に持ち出しを可能にしておくものとする。

(2) 飲料水の備蓄

大津菊陽水道企業団の給水タンク（楽善 1,000 t、美咲野 4,000 t）からの給水可能量となる3,000 t（6割）について給水車等をもって給水するとともに、水道企業団が備蓄するペットボトル飲料水（500ml 1万本）を使用する。

(3) 米穀の備蓄

農林水産省（政府統括官）の米穀の備蓄については、政府所有米穀の受託事業体が保管契約を行った保管事業体の倉庫に備蓄されている。また、災害の発生により応急用米穀が必要な場合、農林水産省は知事と協議のうえ必要により政府米穀を売却するものとされている。町は、災害が発生した場合には、町内の米穀販売事業者の在庫保有分の売却を要請するものとする。

(4) 県における備蓄

県における備蓄食糧の在庫場所・物資名及び数量は熊本県地域防災計画資料編第12-2（1）のとおりである。

2 生活必需品の備蓄

指定避難所における生活必需品として、毛布やマット・シート、簡易トイレ、マスクの他、3日分の哺乳瓶、紙おむつ、生理用品、簡易トイレ用排便収納袋及びトイレトーパーを備蓄する。

3 衣料等の備蓄

災害時における応急救助を迅速に実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図るための応急救助に要する衣料等の救助物資は、県及び日本赤十字社県支部において備蓄されている。町は、町内の業者等への協力要請も併せて行うものとする。

4 防災資機材備蓄倉庫等の整備

町は、災害発生時における災害応急救助のために必要な、食糧、生活必需品等の備蓄物資及び物資等を備蓄倉庫等に保管又は配置し、既存物資の点検と見直しを行う。また、災害発生時に必要な燃料エネルギー等の備蓄体制の整備を図るものとする。

（備蓄倉庫）

①北部地区：矢護川コミュニティセンター教室

②中部地区：楽善防災倉庫

③南部地区：大津町運動公園防災倉庫（令和元年建設予定）

5 防災活動拠点

町は、大規模な災害に限らず、相当規模の災害や地区内の災害など、災害規模に応じた防災活動拠点の確保を図る。また、災害時の活動拠点（避難所、物資輸送拠点、情報発信拠点等）として活用されるよう「道の駅」の機能維持・強化に勤めるものとする。

第7節 災害対策基金等管理計画

本計画は、災害発生に際し、町が災害対策に要する経費及び災害救助関係の経費の財源に充てるため、災害基金等の積立を行い管理運用を図るものである。

1 災害基金等の積立

町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方財政法（昭和23年法律第109号）の規定により、大津町財政調整基金の設置管理及び処分に関する条例（昭和39年条例第19号）を定め、積立を行っている。概要は次のとおりである。

(1) 基金の積立額

毎年度予算で定める額

(2) 基金の管理

基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実な方法により保管する。

(3) 基金の処分

災害の復旧、または災害復旧費の償還に要する経費、その他災害に関連する経費の財源に充てるときに処分することができる。

第8節 自主防災組織整備計画

本計画は、住民の隣保協同の精神と連帯感に基づく防災組織の整備充実を図り、防災意識の高揚及び人命の安全を確保するため、自主防災組織を編成し大規模な災害、事故等に備えるものである。自主防災組織の育成に当たっては、いつでもどこでも起こりうる災害による被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が重要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が県民運動として防災・減災のための行動をとることを目指して取り組むものとする。

1 必要性

地震、風水害等の大規模な災害が発生した場合、通信、交通の途絶等により防災関係機関の活動能力が著しく低下することが予想される。

このような場合には、隣保協同の精神に基づく地域住民による防災活動が実施できる体制を確立しておくことが、被害の未然防止、軽減を図るうえで、より有効な防災対策となる。

自主防災活動をより効果的に行うためには、地域ごとに住民が自主防災組織を結成し、日頃から訓練を積み重ねておく必要がある。

2 地域住民等の自主防災組織

(1) 組織の育成指導及び強化

町は、菊池広域連合消防本部（南消防署）及び消防団と連携を図り、その結成を促進するとともに、防災指導員等の活動を通じて自主防災組織の育成、強化に関して必要な助言及び指導等を行うものとする。

(2) 組織の編成単位

① 住民が連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待できる規模であること。

② 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

(3) 組織づくり

既存の町内会、自治会等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法により組織づくりをするものとする。その際、女性の参

画拡大や防災士等の活用に努めるものとする。

なお、町内には、消防団員OBを中心に組織された自衛消防隊や町内会でミニ特区事業等を活用し組織された自主防災組織があり、自主的に防災訓練等を実施している。

このような組織をとoshi、町は地域の一時避難場所の確認や装備品の支援等に努めるものとする。

- ① 町内会、自治会等の自治組織の活動の一環として防災活動を組み入れることにより、自主防災組織として育成する。
- ② 何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図り、自主防災組織として育成する。
- ③ 女性団体、PTA等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。
- ④ 自主防災組織の活動を活発にするため、防災指導員会議等のリーダー研修会の実施、モデル地域の紹介等を通じ、地域社会のリーダーに対する防災知識の啓発を行い、防災士等の自主防災組織の中心となるリーダーの育成を図る。
- ⑤ 地域住民が参集しやすい単位での一時避難場所を、あらかじめ確認しておくような体制を整える。

(4) 活動計画の策定

組織の効率的な活動を推進するため、地域の規模、特性を充分生かした具体的な活動計画を制定するものとする。

(5) 主な活動内容

① 平常時の活動

- ア 防災に関する知識の普及
- イ 地域と一体となった防災訓練の実施・参加
- ウ 情報の収集伝達体制の整備
- エ 火気使用設備器具等の点検
- オ 防災用資機材等の備蓄、管理及び使用方法の確認
- カ 危険箇所の点検・情報共有
- キ 一時避難場所の確認
- ク 避難行動要支援者の把握
- ケ 地域内にある他組織との連携促進

② 災害時の活動

- ア 地域内の被害状況等の情報収集及び町への伝達
- イ 出火防止、初期消火の実施
- ウ 地域内における避難勧告・指示（緊急）等の情報伝達
- エ 地域住民に対する安否確認及び避難誘導
- オ 避難行動要支援者の避難支援
- カ 救出・救護活動への協力
- キ 避難生活における避難所運営等
- ク 見回り等による避難所以外の避難者の情報の把握
- ケ 避難所における給食・給水及び物資配布等の協力

3 事業所の自衛消防組織等

大規模地震発生時には、多数の者が利用・従事し、または危険物を製造・貯蔵する施設・事業所等においては、火災の発生、危険物類の流出、爆発等により大規模な被害の発生が予想されるため、これらの被害の未然防止・軽減を図るため、施設等の代表者や責任者は、自衛消防組織等を結成し、あらかじめ消防・防災計画を定め、訓練を積み重ねておくものとする。また、災害時に事業者の果たすべき役割（従業員・来客者等の安全確保、二次災害の防止、地域貢献等）を十分に認識し、事業所は、大規模災害時に被害を最小限に食い止め、重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、BCPの継続的な運用・見直しを行

う事業継続マネジメント（BCM）を構築するよう努めるものとする。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する事業所は、県、町が実施する事業所との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

(1) 事業所に対する指導

県・町・消防機関及び関係機関は、法令により自衛消防組織等の設置が義務付けられていない事業所に対しても、自主的な防災組織の必要性を説き、代表者や責任者の理解・協力を得て、防災組織の育成・強化を図るものとする。

(2) 対象施設

- ① 中高層建築物、旅館、ホテル、学校、病院等多数の者が利用し、又は出入りする施設
- ② 石油類等の危険物、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵し、または取扱う製造所、貯蔵所及び取扱所
- ③ 多数の従業員がいる事業所等で自衛消防組織等を設置し、災害防止にあたるのが効果的である施設

(3) 組織づくり及び活動計画の策定

組織の効率的な活動を推進するため、それぞれの施設において適切な規約等を作成し、事業所の規模、形態により実態に応じた組織づくり及び具体的な活動計画の制定を行うものとする。

(4) 主な活動内容

- ① 平常時の活動
 - ア 防災訓練の実施
 - イ 施設及び設備等の点検整備
 - ウ 従業員等の防災に関する教育の実施等
- ② 災害時の活動
 - ア 従業員の安否確認
 - イ 情報の収集伝達
 - ウ 出火防止、初期消火の実施
 - エ 避難誘導
 - オ 救出・救護の実施及び協力
 - カ 避難所の運営協力

(5) 企業の自主防衛計画

企業の自主防衛計画を次の事項について具体的に定めるものとする。

- ① 災害の発生が予想される施設・設備の予防措置対策
 - ア 作業基準要領等の作成
 - 作業基準要領等の作成
 - 自主点検の励行
 - 教育訓練の実施
 - 警報、消防設備の充実
 - イ 企業自主点検対策
 - 施設担当者の日常及び定期点検
 - 保安係、警備員の巡回点検
 - 検査・予防担当者による予防保全
 - トップ・マネージメント、その他による特別点検
 - ウ 防災教育訓練対策
- ② 災害応急対策
 - ア 災害時の組織編成
 - 火災の場合
 - 流出油事故の場合
 - その他の災害の場合
 - イ 各組織班等の任務
 - ウ 災害情報の収集伝達系統

- 工 災害時の保安責任者等
 - 平常勤務の場合
 - 夜間、休日の場合
- 才 自衛消防力、資機材の状況

4 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等避難行動要支援者の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、当該地区と連携して防災活動を行うこととする。

また、町は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第9節 防災知識普及計画

防災に関し、関係機関職員及び一般住民のより一層の自覚と理解を深めるため、災害予防または災害応急措置等防災知識の普及徹底を次により図るものとする。

1 実施機関

防災知識の普及は、災害予防または災害応急措置の実施の任にある各機関が、それぞれ普及を要する事項について単独または共同して行うものとする。

2 普及の方法

防災知識の普及は、次の媒体を利用して行う。また、工場災害防止運動、交通安全運動等の災害安全のなかに自然災害時における避難救助計画を加味して運動を実施するなど、できるだけ機会をとらえて関係職員及び住民に対する防災知識の普及徹底を図るものとする。

また、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者への対応や男女共同参画など多様な視点にも十分配慮するものとする。

- (1) 防災行政無線
- (2) 町広報紙、その他の印刷物
- (3) 広報車の巡回
- (4) その他講習会等の開催

3 普及の内容

(1) 町地域防災計画の概要

「天津町地域防災計画」要旨の公表は、防災会議事務担当課が行い、計画を作成し、または修正したときは、適宜普及周知を図るものとする。

(2) 災害予防および応急措置の概要

町は、平時から、一般住民等への災害予防に関する知識の普及・啓発を徹底するものとする。

普及すべき事項は、おおむね次のとおりである。

- ① 火災予防の心得
- ② 気象予警報等の種別と対策
- ③ 台風襲来時の家屋の保全方法
- ④ 農林水産物に対する応急措置
- ⑤ 3日分（推奨 1週間）の食料（アレルギー対応食品等を含む。）、飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等の備蓄
- ⑥ 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、健康保険証（コピー可）の準備）

- ⑦ 夕方明るいうちからの予防的避難
- ⑧ 寝所位置等の確認（斜面崩壊対策等）
- ⑨ 防災行政無線戸別受信機等のスイッチ立ち上げ
- ⑩ 防災サイレン吹鳴の意義
- ⑪ 避難先及び避難方法
- ⑫ 避難が困難な場合の対応（深夜の豪雨など）
- ⑬ 避難所生活のマナーとルール
- ⑭ ペット受入れ可能な避難所
- ⑮ ペットとの同行避難及び避難所での飼養の準備
- ⑯ 防疫の心得及び消毒方法等の要領
- ⑰ 災害時の心得
- ⑱ その他

(3) 建築物に関する各調査の周知

町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査及び地震保険損害調査など、住宅等に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえそれぞれの調査の必要性や実施時期の違い等について、住民に周知するよう努めるものとする。

4 学校教育における防災知識の普及

町は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

(1) 児童生徒等に対する防災知識の普及

学校における防災知識の普及は、安全教育の一環として児童生徒等及び教職員の生命、身体の安全を守るため行うものである。

防災知識の普及は、各教科、特別活動における指導も含め、学校教育活動全体を通して行うものであり、その内容や指導の方法については、次の内容を中心に、学校の種別や児童生徒等の発達段階に応じて工夫を行い、実態に即した防災知識の普及を行うものとする。

- ① 災害時の身体の安全確保の方法
- ② 災害時の自助、共助、公助の考え方とそれぞれの役割
- ③ 風水害等災害発生のしくみ
- ④ 防災対策の現状

なお、風水害等の災害が発生した場合において、自らの命を守るため主体的な行動がとれるよう、住んでいる地域の特徴や過去の災害の教訓等について防災教育の中に取り入れるとともに、災害を想定した避難訓練等を実施するものとする。

また、災害時の保護者への児童の引き渡し方法について、あらかじめ検討し、周知するものとする。

5 普及の時期

普及の内容により、最も効果のある時期を選んで、適宜防災避難訓練を実施するなど防災知識の普及啓発を行うものとする。

6 防災相談

県、町及び防災機関は、一般住民に対する防災教育の普及活動の一環として、防災相談体制を整え、住民からの相談に随時、適切に対応するものとする。

7 災害記録の保存と災害の教訓の伝承等

町は、県や大学、企業、各種団体等と連携し、町内で発生した大規模災害について後世に伝えるべき資料を収集し、デジタルデータなど長期間に亘る保存に適した形態での保存を進めるものとする。

町は、大規模災害により生じた遺構を保存・管理し、過去に起こった大災害の

教訓や石碑・モニュメント等の持つ意味について防災教育等を通じて後世に伝えていくよう努めるものとする。また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うとともに、住民による災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。さらに、町は、大規模災害が発生した場合は、その対応の検証を行うとともに、その結果明らかになった課題等を踏まえて、各種計画やマニュアルの見直し等を行うものとする。

第10節 防災訓練計画

本計画は、災害が発生し、または発生の恐れがある場合に災害応急対策計画に定められている各種の応急措置が円滑に実施されるよう、必要な訓練について定めるものとする。

また、訓練の際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮するとともに、男女共同参画などの多様な視点にも配慮するよう努めるものとする。

1 実施機関

災害応急対策の実施責任を有する各機関（町、指定公共機関、指定地方行政機関、公共的団体等）の長が実施するものとする。

2 訓練の種類

- (1) 水防訓練
- (2) 消防訓練
- (3) 避難（誘導）訓練（ペット同行避難訓練を含む。）
- (4) 救助及び救護訓練
- (5) 通信訓練
- (6) 輸送訓練
- (7) 動員（非常召集を含む）訓練
- (8) 安否確認及び避難所運営訓練
- (9) 総合訓練
- (10) その他必要な訓練

3 訓練の時期

時期は、最も訓練効果のある時期を選んで実施するものとする。例えば、水防訓練については、洪水が予想される雨期前、または消防訓練については、気象条件等から火災の多発または拡大が予想される時期の前に行うのが適当である。

4 訓練の場所

場所は、最も訓練効果が高い場所を選んで実施するものとする。例えば、洪水の危険がある地域または火災危険地域等でそれぞれの活動が強く要請される場所を選定するものとする。

5 実施の方法

訓練は、実施各機関が、単独または他の機関と協力連携して、2に掲げる種類の訓練を一部または組み合わせ、図上または実地の方法で実施するものとする。

また、町として、防災指導員等による指導態勢を確立する。

第11節 避難行動要支援者支援計画

災害は、その発生時に住民の生命・財産に大きな脅威を与えるばかりでなく、住民に精神的苦痛を強い、復旧に際しても、住民が被る精神的・肉体的負担は大きなものとなっている。

そのため町は、災害時における避難行動要支援者の支援体制について総括的にまとめた「大津町災害時避難行動要支援者支援計画」を別に定め、活用することにより、災害時避難行動要支援者の避難対策を講じることとする。

第12節 行政機関の業務継続計画

大規模災害時には、庁舎機能の喪失や職員の被災、住民情報の喪失など、人的資源や社会基盤が失われ、行政機関の業務継続に大きな支障をきたすことが考えられる。

そのため、行政機関にとって災害時に必要な優先度の高い通常業務の継続、あるいは業務基盤を早期に立ち上げるための業務継続計画（以下「BCP」という。）の策定に取り組むなど、業務継続体制を整備する。

なお、BCPの策定等に当たっては(1)組織の長が不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制(2)本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定(3)電気・水・食料等の確保(4)災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保(5)重要な行政データのバックアップ(6)非常時優先業務の整理について盛りこむものとする。

また、当該計画の実効性を確保するため、地域の特性を踏まえつつ、食料・物資などの資源の確保、定期的な教育・訓練・点検等を実施し、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

1 行政におけるBCPの策定

(1) 災害時の優先業務の決定及び応援可能リストの作成等

業務継続計画策定に際してすべての業務の洗い出しを行い、応急対策業務や復旧復興業務に加え、通常業務の中でも優先して行わなければならない業務を発災時に必要不可欠な業務（非常時優先順位）として特定する。

また、前提とする災害規模の設定と被害想定により、インフラ等の被害と復旧の推移、被災者及び非被災者それぞれの状況や災害時に発生する様々なニーズなどを考慮し、町民の許容範囲内において目標レベル及び時間を設定する。

(2) 業務の遂行に支障となる課題の明確化

復旧目標を達成するための人員、施設・設備、資機材、情報等が確保されているかチェックし、非常時優先業務の継続または早期復旧の制約となる要素の明確化を図る。

2 被災者支援システムの運用体制の整備

り災証明の発行及び被災者台帳の円滑な作成に向けた被災者支援システムの運用体制の整備に努める。

3 電算情報システムの維持及び情報の維持

近年、町が平常時に提供している行政サービスにおいては、業務の情報システムへの依存度が高くなっており、かつ情報システムは平常時からの業務継続の備えがないと被害を受けてから復旧に時間を要することが想定される。よって、「情報システム部門における業務継続計画（ICT-BCP）」を別に定め、災害が発生した際の災害時優先業務の実施・継続を行うための基盤を整える。

また、業務継続や避難者名簿の作成等に必要となる個人情報を含むデータについては、分散し保存するように努める。

第13節 行政機関の受援計画

災害等の規模等に応じて他の地方自治体等から応援職員が円滑に災害時の応急・復旧業務を遂行できるよう、国の「災害時受援ガイドライン」等を参考に受援計画を策定するものとする。

受援計画の作成に当たっては、次のについて定めておくものとする。

平時から民間の企業やボランティア団体等も含め、顔の見える関係を構築するとともに、応援の受入れを想定した訓練を行い、結果を踏まえ災害対応業務の実行性を確保するよう計画の継続的な見直しを行うものとする。

(1) 総括（共通）

- ① 応援要請の手順
- ② 受援体制
 - ア 受援組織の設置
 - イ 受援組織の構成、役割
- ③ 応援の人的・物的資源の管理体制

(2) 人的支援

① 受援対象業務の整理

- ア 応援職員（勤務公署以外に自主登庁した職員を含む。）が行う業務の明確化
- イ タイムラインによる受援対象業務の全体像の整理
- ウ 業務毎のマニュアルの整備、必要な資格、業務の実施時期、人員数頭の整理

② 応援職員の活動環境の確保

- 応援職員の活動に必要な資機材（通信・OA機器、通信手段、燃料）、水、食料、宿泊場所の確保

(3) 物的支援

① 調達先の確認・確保、要請手段

② 受入れ拠点の確保

③ 受入れに必要な人員・資機材の確保等受入体制

第3章 災害応急対策計画

第1節 組織計画

1 防災組織

(1) 大津町防災会議

大津町の防災を総合的に推進するため、本町の防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集、関係機関相互間の連絡調整等を任務とする。

(2) 大津町災害対策本部

災害が発生し、または災害の恐れがある場合に、町長を本部長として関係機関の長及び町の職員で構成するものであり、その所掌事務として、水防、消防、災害救助、その他災害応急対策活動を実施する。

2 町の災害対策系統

(1) 町災害対策本部と防災関係機関との協力系統

本町の地域に災害が発生し、または災害発生のおそれがある場合、大津町災害対策本部と大津町防災会議を構成する防災関係機関等は、町内における災害対策の総合的かつ、計画的な推進を図るため、相互に緊密な連絡協調を図るとともに、積極的に応急対策活動を実施するものとする。

また、必要に応じて大津町災害対策本部に防災関係機関等の職員を参集させることができるものとする。

(2) 町災害対策本部と町水防本部との相互関係及び連携

災害の種類は、暴風、豪雨、積雪、洪水、地震等であるが、これらに対処するための組織としての大津町災害対策本部と、一方、主として水災に対処するための大津町水防本部とがあるが、これらの相互関係については、災害対策の一元的推進を図る観点から、町長においてその設置運営を統制する。

第2節 災害応急対策要綱

第一章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、大津町災害対策本部条例（昭和38年条例第5号）及び熊本県地域防災計画に基づいて、大津町の地域における防災に関し定め、災害時における被害の軽減と民心の安定を図ることを目的とする。

第二章 本部等の組織

(本部の位置)

第2条 大津町災害対策本部（以下「本部」という。）の設置場所は、次の順位により確保するものとする。

①大津町役場仮庁舎 ②大津町役場電算室 ③大津町生涯学習センター

2 本部長は、災害の規模、状況により必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置することができる。

(組織)

第3条 本部は、大津町の区域内にある関係機関の長をもって組織する。

2 本部には、本部会議及び本部室を置く。

3 本部長は大津町長をもって充てる。

4 副本部長は、大津町副町長、町教育長及び大津町消防団長をもって充てる。

5 本部長に事故があるときは、副本部長の副町長が、副町長にも事故があるときは教育長が、教育長にも事故があるときは大津町消防団長がその職務を代理する。

6 本部長は、必要があると認めるときは、本部に対策部を置く。

(本部会議)

第4条 本部会議は、本部長、副本部長及びその他の機関の長をもって構成し、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 災害予防及び災害応急対策等の策定に関する事項
- (2) 自衛隊の派遣要請に関する事項
- (3) 災害救助法の発動要請に関する事項
- (4) その他の必要事項

2 本部会議は、必要のつと必要な範囲で本部長が招集する。

3 本部会議に、やむ得ない事情により出席できない副本部長及びその他の機関の長は、代理者を出席させるものとする。

4 本部長は、本部会議の議長となる。

(本部室の組織)

第5条 本部室に本部室長(以下「室長」という)、本部室次長(以下「次長」という)、本部室員(以下「室員」という)、班長、副班長をおく。

2 室長は、大津町役場総務部長をもって充てる。

3 次長は、大津町役場土木部長をもって充てる。

4 室員は、第3条第6項に定める各対策部の部長及び副部長をもって充てる。

5 班長、副班長及び班員は、関係職員のうちから本部室長が指名する。

6 その他、必要に応じて防災関係機関等の職員を参集する。

(本部室の事務)

第6条 第3条第2項に規定する本部室は、次の各号に掲げる事務を処理する。

(1) 本部会議に関する事項

(2) 災害情報の収集及び伝達に関する事項

(3) 被害状況等の報告及び公表に関する事項

(4) 各課及び県地域振興局等の関係機関との連絡調整に関する事項

(5) 自衛隊の派遣要請に関する事項

(6) 災害応急措置の業務命令に関する事項

(7) その他本部の指示する事項

(室長等の職務)

第7条 室長は、本部長の命を受け本部室を総括する。

2 次長は、室長を補佐し、室長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 室長は、室員を必要のつと必要な範囲で招集することができる。

4 室員は、上司の命を受け担当事務を処理する。

(対策部の名称)

第8条 第3条第6項に規定する対策部の名称は次のとおりとする。

総務対策部 土木対策部 水道対策部 民生医療対策部

文教対策部 産業対策部 出納対策部 住民対策部

2 各対策部は、必要な対策を樹立しようとするときは、本部室と協議するものとする。

(対策部の組織)

第9条 対策部には、対策部長、副部長、次長、班長及び班員をおく。

2 対策部長、副部長、次長は部長並びに課長及び審議員から充てる。

3 班長、班員は、各対策部に属する課長及び審議員が所属する課等の中から各対策部長が指名する。

4 対策部の分掌事務（業務）は、おおむね次のとおりとする。

対策部	部長 副部長 次長	班名	班員	分掌事務
総務対策部	部長 総務部長 副部長 総務課長 次長 総合政策課長 庁舎建設推進課長 税務課長 人権推進課長 財政課長	総務班 情報班 避難班 用度班	総務課 総合政策課 庁舎建設推進課 税務課 人権推進課 財政課	1 災害対策本部の設置・撤収及び本部室の業務に関する事 2 災害経費の予算措置に関する事 3 職員の動員、派遣に関する事 4 電算機関係の保全に関する事 5 情報収集、被害報告の取りまとめに関する事 6 災害応急措置、他の部との連絡調整 7 熊本県、消防本部、警察、自衛隊などの関係機関との連絡調整に関する事 8 広報活動(防災行政無線・町ホームページ・からいもくん便り)に関する事 9 消防団の活動に関する事 10 車両の配置、編成等に関する事 11 町有財産被害調査及び応急対策に関する事 12 庁内電話の確保及び整備に関する事 13 来庁者、職員の安全確認に関する事 14 避難所開設に関する事 15 避難(被災)者の収容に関する事項 16 応急食糧・対策物品の購入、出納に関する事 17 その他の部に属しない事
民生医療対策部	部長 住民福祉部長 副部長 福祉課長 次長 介護保険課長 健康保険課長 (環境保全課長)	物資班 措置班 医療及び防疫班	福祉課 健康保険課 介護保険課 環境保全課	1 災害救助法に関する事 2 義援金、見舞金品等の受付配分及び輸送に関する事 3 日赤等医療機関との連絡に関する事 4 罹災者の保護収容に関する事 5 医薬品、衛生材料の供給に関する事 6 食品衛生に関する事 7 住民の救護及び消毒に関する事 8 医療関係者の動員配置、患者の輸送に関する事 9 救助物資の斡旋に関する事 10 被害者状況の実態調査及び取りまとめに関する事 11 災害弔慰金及び災害援護資金に関する事 12 避難行動要支援者支援に関する事 13 衛生関係施設に係る被害状況の調査及び収集に関する事 14 災地域の防疫に関する事 15 災害時発生した災害廃棄物の処理に関する事 16 災地域のし尿処理、簡易水道、専用水道及び飲料水供給施設に関する事 17 遺体の埋葬等に関する事 18 当該課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事

対策部	部長 副部長 次長	班名	班員	分掌事務
産業対策部	部長 経済部長 副部長 農政課長 次長 商業観光課長 企業誘致課長 農業委員会 事務局長	産業班	農政課 商業 観光課 企業 誘致課 農業 委員会 事務局	1 応急食糧の確保及び調達に関する事 2 農作物等の被害実態調査に関する事 3 木材の確保及び調達に関する事 4 農道・林道等の道路の災害応急対策に関する事 5 水路等農業用施設及び農地の災害応急対策に関する事 6 林地、治山施設等の災害応急対策に関する事 7 経済全般の被害取りまとめ、本部室との連絡に関する事 8 関係業者の被害額及び融資に関する事 9 観光施設等の災害応急対策に関する事 10 救助物資の斡旋に関する事 11 当該課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事
土木対策部	部長 土木部長 副部長 下水道課長 次長 都市計画課長 建設課長	対策班 輸送班 技術班	都市 計画課 建設課 下水道 課 工業用 水道課	1 公共被害報告に関する事 2 水防管理団体の活動状況の把握及び記録報告に関する事 3 雨量、水位の観測、記録に関する事 4 災害情報の連絡に関する事 5 被害取り集めに関する事 6 応急の時の資材の購入に関する事 7 資材の出入に関する事 8 水防資材の輸送に関する事 9 水防作業用車両の整備に関する事 10 水防作業措置の指導に関する事 11 住宅の応急措置に関する事 12 町道・農道・林道等の道路の災害応急対策に関する事 13 交通途絶時の対策、施設に関する事 14 当該課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事
文教対策部	部長 教育部長 副部長 教育部次長 次長 学校教育課長 生涯学習課長 子育て支援課長 学校給食センター長 図書館長	文教 対策班	教育委 員会 教育部	1 応急教育対策に関する事 2 民間団体の活用に関する事 3 文教施設等災害情報収集及び被害報告の取り扱い並びに本部室との連絡に関する事 4 児童生徒の通学路の災害予防及び災害対策に関する事 5 未就学児の災害対策に関する事 6 当該委員会及び子育て支援課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事
出納対策部	部長 会計管理者 副部長 会計係長	経理班	会計課	1 災害救助金の出納に関する事 2 義援金等の現金の保管に関する事 3 当該課に係る災害予防及び災害応急対策に関する事

対策部	部長 副部長 次長	班名	班員	分掌事務
水道対策部	大津菊陽 水道企業 団局長	給水班	大津菊 陽水道 企業団	1 水道施設災害の調査及び復旧に関する こと 2 飲料水の確保に関すること 3 水道企業団に係る災害予防及び災害 応急対策に関すること
住民対策部	部長 住民福祉 部次長 副部長 社協局長	避難所 班 ボラン ティア 班	住民課 社協	1 避難（被災）者の安否に関すること 2 住民の各種確認に関すること 3 ボランティアに関すること 4 当該課及び社協事務局に係る災害 予防及び災害応急対策に関すること

各出先機関の長または係は管内の情報を収集し本部に報告するものとする。

5 設置の基準

災害対策本部の設置条件は次による。

- (1) 町内及び隣接市町村で震度5強以上の地震が発生した場合
- (2) 町内に特別警報(ただし、地震動に関する特別警報を除く。)が発表された場合
- (3) 災害が発生し、または災害の発生が予想され、規模及び範囲からして本部を設置して応急対策を必要とする場合
- (4) 前記のほか著しく激甚である災害で、応急対策を必要とする場合

第3節 職員の配置基準

災害の発生の恐れ、または災害が発生した場合における職員の配置体制については、おおむね次の基準により実施するものとする。

1 災害対策本部設置前の配置体制

総務部及び土木経済部（土木部及び経済部）（水防業務の場合は水防本部）並びに消防団本部を中心におおむね次の体制をとる。また、各課等の職員は総務部長からの指示に応じて速やかに参集できる体制を整えることとする。

また、風水害、地震災害等の大規模災害発生時の初動段階から事態安定期に至るまでの間においては「大津町職員災害時初動マニュアル」に基づき対応する。

(1) 配置体制

区分	配置体制
注意体制	災害に関する注意報が発表され予報警報の発表並びに情報等の収集を行う必要がある場合
第1警戒体制	災害に関する警報が発表されたとき、または災害発生の恐れがある場合、もしくは災害が発生した場合において警報の伝達並びに応急対策を実施する必要がある場合
第2警戒体制	局地的に災害が発生する恐れがあり、さらに被害が拡大する恐れがある場合、警報伝達、災害情報及び被害報告の収集、避難所開設に係る事務等を実施する必要がある場合

(2) 配置基準

班 名 等	配置計画（自宅待機も含む）		
	注意体制	第1警戒体制	第2警戒体制
総括班	2人	7人	11人
連絡調整・情報班		2人	4人
現場対策班	2人	6人	10人
消防団本部	1人	2人	4人

2 災害対策本部設置後の配置体制

災害所対策を協力かつ迅速に推進するため、次により職員を配置する。

(1) 配置体制

区分	配置時期	配置内容
第1配置体制 (50人)	1 警報が発表された場合または、局地的な災害が発生した場合 2 その他本部長が当該配置について指示したとき	災害の状況により各対策部長が職員を配置させることのできる体制とする。次の体制に円滑に移行できる体制とする。
第2配置体制 (100人)	1 局地的な災害が発生し、さらに被害が拡大する恐れがある場合 2 その他本部長が当該配置について指示したとき	第1配置体制により難しい場合で直ちに災害応急諸対策活動を開始できる体制とする。
第3配置体制 (全職員)	1 広域にわたる災害が発生し特に被害が甚大な場合で全職員をもって災害対策に対処する必要がある場合 2 本部長が当該配置に指示したとき	全職員をもって当るもので、状況によりそれぞれの災害応急活動が協力で推進できる体制とする。

(2) 配置基準

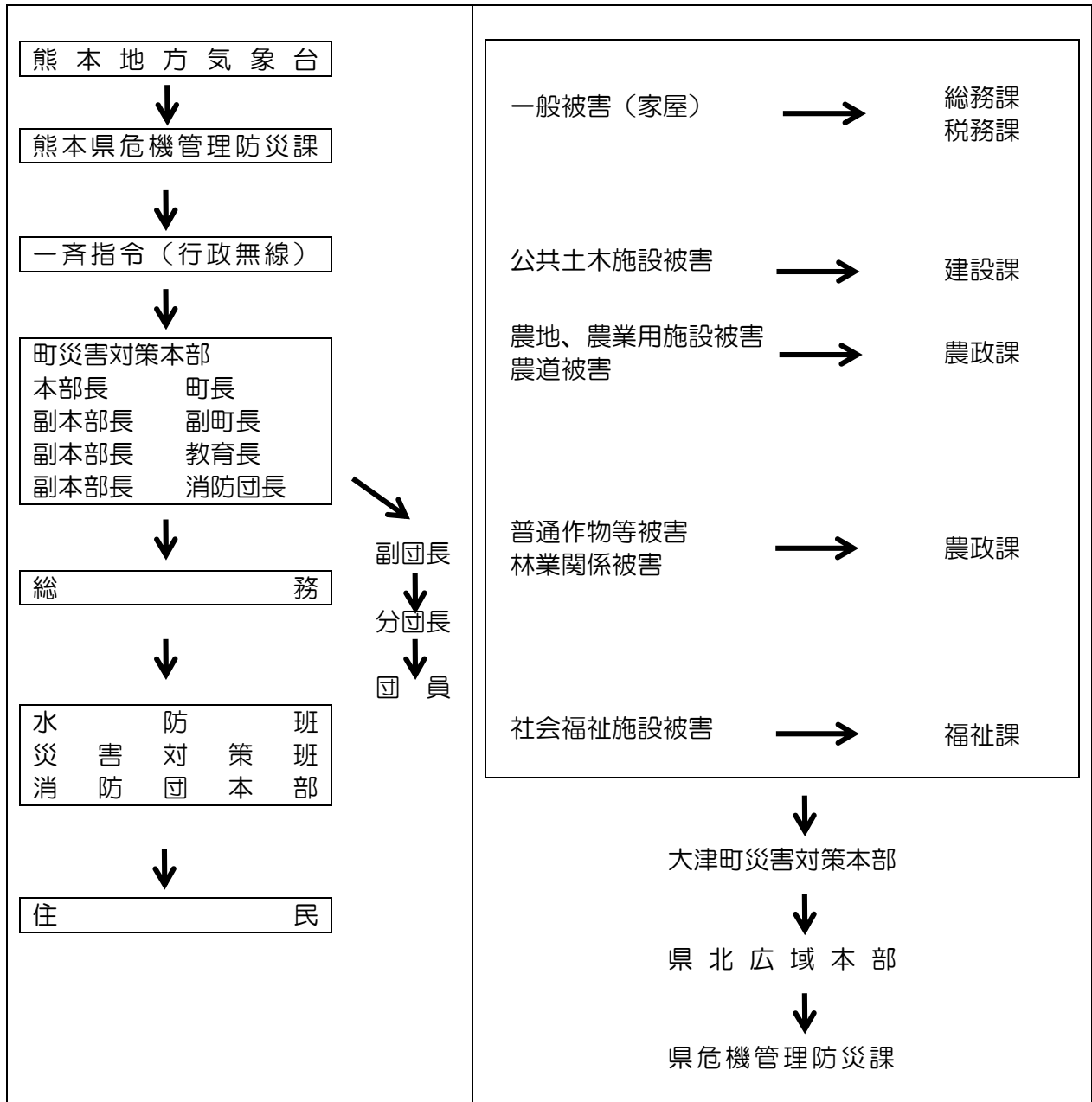
対策部名	配置要員の数		
	第1配置	第2配置	第3配置
総務対策部	15人	26人	全職員
民生医療対策部	10人	18人	//
産業対策部	5人	10人	//
土木対策部	12人	20人	//
文教対策部	5人	18人	//
出納対策部	1人	2人	//
水道対策部	企業団配置	企業団配置	企業団配置
住民対策部	2人	6人	全職員
計	50人	100人	218人

第4節 組織図及び系統図

1 大津町災害対策本部組織図



2 系統図



(参考)

○水位監視所（白川・上井手・矢護川・平川）

① 代官橋（大字外牧）	④ 馬場橋（大字平川）
② 七障子橋（大字陣内）	⑤ 初生橋（大字矢護川）
③ 上井手産業橋（大字吹田）	⑥ 鶴口橋（大字大津）

第5節 通信施設利用計画

災害が発生する恐れのある場合、または災害が発生した場合における気象予警報の伝達もしくは被害状況等の情報収集、その他応急措置等についての通信施設の利用は次により行うものとする。

1 通常の場合における通信施設の利用

災害時における気象予警報の伝達もしくは情報の収集、その他災害時における通信連絡は、通信施設の被災状況により異なるが、概ね次の方法のうちから実情に即した方法で行うものとする。

- (1) 加入電話による通信（衛星電話を含む。）
- (2) 電報による通信
- (3) 警察電話による通信
- (4) 鉄道電話による通信
- (5) 警察無線電話による通信
- (6) 防災行政無線電話による通信
- (7) 防災行政無線による通信

2 通信が途絶した場合における措置

- (1) 災害発生後、直ちに情報通信手段の機能確認を行い、支障が生じた施設の復旧に努めるとともに、直ちに九州総合通信局に連絡するものとする。
- (2) 通信が途絶した場合において、非常通報の目的を達成することができないときは、熊本地区非常通信協議会の非常通信計画に基づき最寄りの無線局を利用して、非常通信を行うものとする。
- (3) 通信途絶により県に報告できない場合は、直接国(消防庁)へ報告するものとする。

3 町防災行政無線の運用

- (1) 孤立集落との連絡確保のため、町防災行政無線を整備し、災害時における円滑な運用を行うものとする。
- (2) 災害が発生し、または災害が発生する恐れがあるときは移動局または携帯局を現地へ配置し、情報収集及び通信連絡を行う。この場合、総務課で使用統制を行う。

(参 考)

○ 無線関係

・県防災行政無線	防災大津	県庁（熊本県）から役場へ
・県防災情報ネットワークシステム		県庁（熊本県）から役場へ一斉メール
・警察庁無線	おおづ（固定）	県庁（県警本部）から署へ
・国土交通省無線	けんせつひらまき（固定）	（テレメーター）
・九州電力無線	おおづはいでん（基地）	
・町防災行政無線	防災大津町役場	基地局 1 子局 74 個別 100 移動無線 58

○ 衛星電話（2台）

（電話番号）070-2674-9499
070-2674-9500

第6節 情報収集および被害報告取扱計画

災害対策基本法及び他の法令等の規定に基づく災害の情報収集ならびに被害状況報告（以下「被害報告等」という）の取扱いについては、関係各省庁等から指示に基づいて報告すべき特別のものを除き、本節の定めるところによって行うものとする。

なお、様式第2号及び第4号による報告については、毎日一定時間（特に指定のない場合）9時30分、14時30分現在で報告する。

1 実施責任者

町長は、管内の被害報告等を収集し、県、その他の関係機関に通報、または報告を行うものとする。

2 被害報告取扱責任者

被害報告等を迅速かつ的確に処理できるよう、被害報告取扱責任者を定めておくものとする。

総務課職員の内から1名

3 被害報告等の調査

被害状況の調査にあたっては、次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 被害状況等の調査にあたっては、関係機関相互に連絡をとり、調査漏れ、重複調査のないよう充分留意すること。
- (2) 被害世帯、人員等についての詳細な調査は、現地調査のほか住民登録等を照合して適確を期すること。
- (3) 事前に被害調査の担当者及び班を定め、正確、迅速な調査ができるよう配慮しておくこと。
- (4) 災害・被害情報収集を行う職員の安全確保に努めること。

4 被害報告取扱要領

災害対策基本法、災害救助法、その他法令等の規定による災害に関する情報収集、被害報告（以下「被害報告等」という）は、県における災害応急対策及び災害復旧の基礎資料となるものであるから、迅速かつ的確に処理するものとし、この取扱については、下記の要領によって行うものとする。

(1) 定義

この取扱要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- ① 災害とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑り その他異常な自然現象、又は、大規模な火災もしくは爆発、大規模な事故等の原因により生ずる被害をいう。
- ② 被害の判定基準は、次のとおりである。

区 分		判 定 基 準
人的被害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、死体は確認できないが、死亡したことが確実なものとする。また、災害関連死とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により志望し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていない者も含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち、1 ヶ月以上治療を要する見込みの者とする。
	軽 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち、1 ヶ月未満で治癒できる見込みの者とする。
住家の被害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わないものである。（空家、別荘、店舗等は該当しない）
	戸 数	独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部を戸の単位とする。
	世 帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。例えば、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然 2 世帯とする。
	全壊(焼)流出	住家が居住のための機能を喪失したもの、すなわち、全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又はその損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難なもの。具体的にはその被害が延床面の 70% 以上のもの、又は、経済的被害額を住家全体に占める損害割合で表し、その損害割合が 50% 以上のもの。
	半壊(焼)	住家の損傷が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分はその住家の延面積の 20% 以上 70% 未満のもの、又は経済的被害額を住家全体に占める損害割合で表し、その損壊割合が 20% 以上 50% 未満のもの。
	床 上 浸 水	住家の床以上に浸水したもの及び全壊あるいは半壊には該当しないが、土砂、木竹等の堆積のため一時的に居住することができないものとする。
	床 下 浸 水	住家の床上浸水にいたらないものとする。
非住家の被害	一 部 破 損	全壊（全焼、流失、埋没を含む）、半壊（半焼、流失、埋没を含む）、床上浸水、床下浸水に該当しないもので建物の一部が破損したものであるが、窓ガラス等が数枚破損した程度の軽微な被害は除くものとする。
	公 共 建 物	例えば、役場庁舎、公立保育所、公民館等の公用または公共用に供する建物で、全壊または半壊したものとする。
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、車庫等の建物で、全壊又は半壊したものとする。

区 分		判 定 基 準
罹 災 者 等	罹 災 世 帯	災害によって全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子夫婦であっても、生活が別々であれば分けて扱うものとする。
	罹 災 者	罹災世帯の構成員とする。
文 教 施 設 等	公 共 文 教 施 設	地方公共団体の設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、支援学校及び幼稚園のうち、建物、工作物、土地または設備に被害を受けた施設とする。
	社 会 教 育 施 設	学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む）を行うための施設であって、公民館、図書館、博物館、青年の家及びその他必要な施設とする。
	文 化 財	文化財保護法第2条に定める文化財のうち、有形文化財、民族文化財記念物及び伝統的建造物群とする。
農 林 水 産 業 施 設	田の流失・埋没	田の耕土、畦畔が流出したもの。または砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする
	田 の 冠 水	作物の上部先端が見えない程度に水中に没したものとする。
	畑の流失・埋没及び畑の冠水	田の例に準じて取扱う。
	農 業 用 施 設	農地の利用又は保全上必要な公共施設であって、次のものとする。 1 かんがい排水施設 2 農業用道路 3 農地または農作物の災害を防止するため必要な施設
	林 業 用 施 設	林地の利用又は保全上必要な公共施設であって、次のものとする。 1 林地荒廃防止施設（地方公共団体またはその機関の維持管理に属するものを除く） 2 林道
	漁 業 用 施 設	漁場の利用又は保全上必要な公共施設であって、次のものとする。 1 沿岸漁場整備開発施設 2 漁港施設
	共 同 利 用 施 設	農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会または水産業協同組合、同連合会の所有する倉庫、加工施設、共同作業場及びその他の農林水産業の共同利用に供する施設とする。
公 共 土 木 施 設	河 川	河川法が適用され、もしくは準用される河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	海 岸	国土を保全するために防護することを必要とする海岸またはこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護するための施設とする。

区 分		判 定 基 準
公共土木施設	砂 防	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設とする。
	林地荒廃防止施設	山林砂防施設（立木を除く。）または海岸砂防施設（防潮堤を含み立木を除く。）とする。
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設とする。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設とする。
	道 路	道路法第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路と連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	港 湾	漁湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい溜施設、または港湾の利用および管理上重要な臨港交通施設とする。
	下 水 道	下水道法第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道または同条第5号に規定する都市下水路とする。
衛生施設	医療施設	病院、診療所及び助産所とする。
	水道施設	人の飲用に適する水として供給する施設であって、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設とする。
	そ の 他	各種医療関係者養成機関、衛生検査所、歯科技工所、施術所、保健センター、火葬場、と畜場等とする。
環境施設	水質特定施設 排水施設 対象事業場	水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設、熊本県公害防止条例第28条第2号に規定する排水施設及び熊本県地下水質保全条例第2条第2号に規定する対象事業場で、災害によって人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとする。
	廃棄物処理施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び産業廃棄物処理施設とする。
社会福祉施設	老人福祉施設	老人の心身の健康の保持及び生活の安定を図るための施設であって養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び福祉センター、高齢者生活福祉センターとする。
	児童福祉施設	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障がい児施設、知的障がい児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障がい児施設、情緒障がい児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。
	心身障害者福祉施設	肢体不自由者更生施設、身体障がい者療護施設、身体障がい者授産施設、重度身体障がい者更生施設、重度身体障がい者授産施設、身体障がい者福祉工場、補装具製作所、点字図書館、盲人ホーム、身体障がい者福祉センター、身体障がい者体育館、知的障がい者更正施設、知的障がい者授産施設及び知的障がい者通勤寮とする。
	介護保険施設	介護保険法第48条第1項に規定する介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設とする。
都市施設	公 園 等	都市計画法第11条第1項第2号に規定する公園、緑地、広場、墓園その他の施設とする。
	そ の 他	街路、都市排水施設、防空壕、堆積土砂排除事業等の要件を具備したものであるものとする。
公 営 住 宅		公営住宅法により、地方公共団体が国の補助を受けて建設し、その住民に賃貸するための住宅及びその他付帯施設とする。

区 分		判 定 基 準
農 業 関 係 被 害	農作物等	米、麦、雑穀類、野菜、果樹、工芸作物、飼料作物、花卉、桑及び茶などとする。
	樹体	果樹、茶樹、桑樹等の樹体とする。
	家畜等	牛、馬、豚、鶏等の家畜及び畜産物とする。
	在庫品	農業協同組合及び農業協同組合連合会の所有、または管理する物（生産資材、食料品、消費生活物資等）とする。
	非共同利用施設	個人所有の倉庫、畜舎、ビニールハウス、その他の農業用施設とする。
林 業 関 係 被 害	山地被害	土砂の崩落または地すべりにより山地が崩壊したのものとする。
	造林地等	人工造林地における造林及び天然木（利用伐期齢級未満のもの）とする。
	林産施設	木材倉庫、貯木場、集運材施設、炭がま、木炭倉庫、しいたけ育成施設、特殊林産物倉庫、しいたけほだ木等とする。
	苗畑等	幼苗、山行苗の苗木及び苗畑やその付属施設とする。
	林産物	立木（利用伐期齢級以上のもの）、素材、製材、竹材、たけのこ、しいたけ、その他のものとする。
	在庫品	森林組合および森林組合連合会並びに木・製材業者の所有または管理する物（木材、薪炭、特殊林産物）とする。
商 工 業 関 係 被 害	商業	商品を売って利益を得ることを目的とする事業であって卸業、小売業、仲立ち業などとする。
	工業	原料を加工して有用物とする事業とする。
	鉱業	鉱物の試掘、採掘およびこれに付属する選鉱、精錬その他の事業とする。
	観光施設	観光旅行者の利用に供されている施設であって、宿泊施設及びその付属施設、遊園地、動物園、スキー場及びその他の遊戯、観賞または運動のための施設とする。
火災発生	地震または火山噴火の場合のみに発生した火災とする。	
そ の 他 の 被 害	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害を受けたものとする。
	交通止め	冠水または崩土等により交通止めとなった道路とする。
	がけ崩れ	道路、人家またはその他の施設に影響を及ぼす山崩れ、がけ崩れとし、農林水産業施設、公共土木施設、農業関係被害及び林業関係被害欄に計上したものを除いたものとする。
	電話	災害により通信不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業または簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	水道	上水道または簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀または石塀の個所数とする。

(2) 報告等の種別

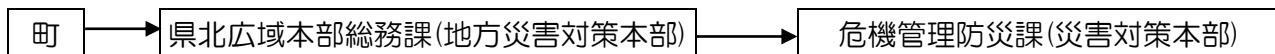
災害の報告は、災害情報、被害状況報告、被害状況確定報告、災害年報とし報告の区分及び報告様式は次のとおりとする。

報告区分	報告責任者	報告様式	摘要
(1) 災害情報	市町村長、県等の出先機関の長	様式第1号	災害を覚知したときは、災害の状況及び災害に対してとるべき措置等についてその都度報告すること。
(2)被害状況報告 (速報)	市町村長 県北広域本部長	様式第2号	災害により発生した被害状況及び応急措置状況を一定時間をおき報告するものとし、県北広域本部にあっては集計表を付すること。
(3)被害状況報告 (確定)	市町村長 県北広域本部長	様式第2号	同一の災害に対する被害調査が終了したときまたは応急対策が終了した日から10日以内に文書をもって報告すること。この場合、様式2号により市町村別とし、県北広域本部にあっては集計表を付すること。
(4) 住民避難等 報告	市町村長 県北広域本部長	様式第4号	住民の避難状況を一定時間おいて報告するものとする。
(5) 災害年報	市町村長 県北広域本部長 各部門別 担当部(局)長	様式第5号 別途照会する様式とする。	毎年1月1日から12月31日までの被害状況について4月1日現在で明らかにしたものを報告する。

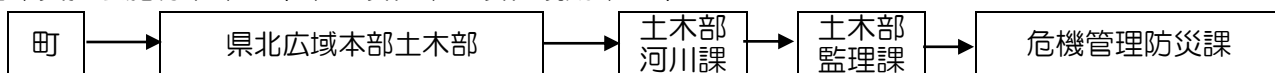
5 報告等の様式及び報告等の系統

市町村、県における被害報告は、次の報告系統によって行うものとする。ただし緊急を要する場合は、本系統によらず直ちに必要な関係機関に報告することができる。

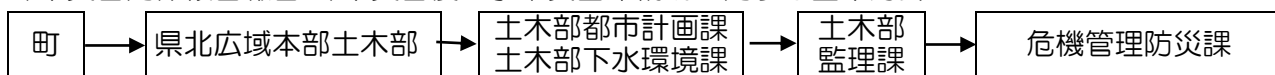
- ① 災害情報(様式第1号)、被害状況報告(速報)(様式第2号)、被害状況報告(確定)(様式第2号) 住民避難等報告(様式第4号)



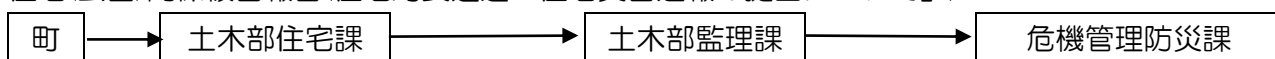
- ② 公共土木施設(河川、海岸、砂防、道路、橋りょう)関係被害報告(公共土木施設災害復旧事業費 国庫負担法施行令第5条第1項、第2項、規則第4条)



- ③ 都市災害関係被害報告(都市災害復旧事業費国庫補助に関する基本方針)



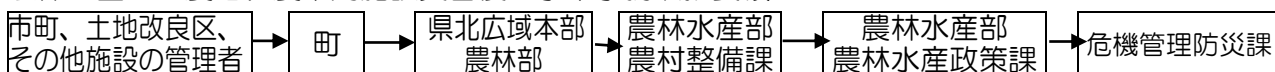
- ④ 住宅(公営)関係被害報告(住宅局長通達「住宅災害速報の提出について」)



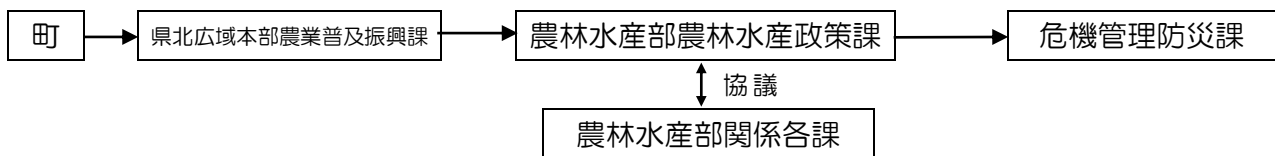
- ⑤ 土砂災害関係(土石流、地すべり、急傾斜)被害報告(国土交通省河川局砂防部砂防計画課長、保全課長通達による「土砂災害による被害状況報告の提出について」)



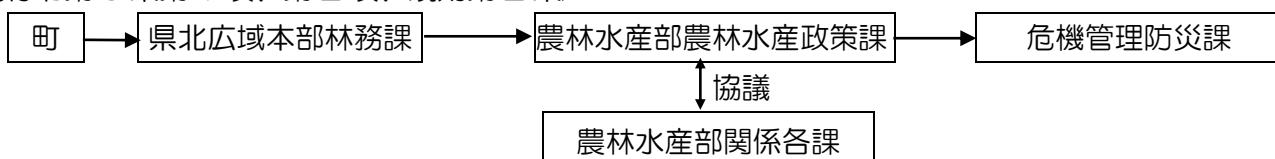
- ⑥ 農地及び農業用施設関係被害報告(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づく農地、農業用施設災害復旧事業事務取扱要領)

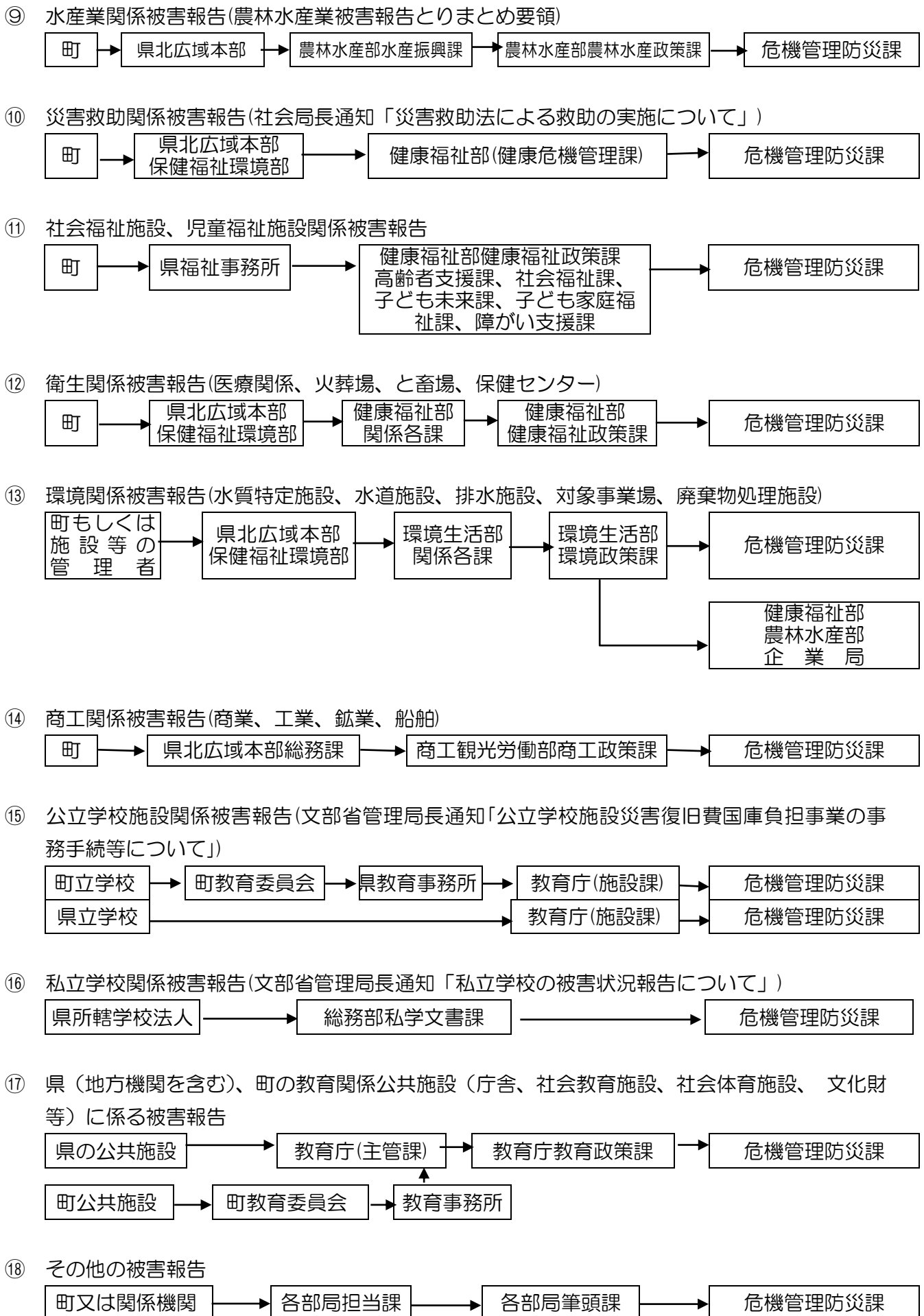


- ⑦ 農業関係被害報告(農林水産省「農林水産業被害報告取りまとめ要領」)



- ⑧ 林業関係被害報告(農林水産業被害取りまとめ要領、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 施行令第5条第1項、第2項、規則第2条)





災 害 情 報			
災 害 の 種 別		災 害 発 生 日 時	
災 害 発 生 場 所	(グリッド番号)		
発 信 機 関		受 信 機 関	
発 信 者		受 信 者	
発 信 時 刻		月 日 時 分	
受 信 事 項			
処 理 事 項			
<p>(注意)</p> <p>災害情報は、次の事項に留意して報告し、又は報告を受けること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 人的被害については、その被害の概要(発生日時、場所、被害の原因・状況・消防機関等の出動等)を記載するとともに、死者・行方不明者・重傷者・軽傷者等人的被害を受けた個人ごとにそれぞれ住所、氏名、年齢、性別を記載のこと。 2. 住家被害については、その被害の概要(発生日時、場所、被害の原因・状況・消防機関の出動等)を記載するとともに、被害棟数、世帯数、人数を記載すること。 3. 道路の規制状況については、規制の場所、被害の原因を記載すること。 4. 河川、海岸、溜池の護岸堤防、ダム等その他公共施設の危険状況・防災活動状況。 5. 住民の避難について、自主避難・避難勧告等の別、地区名、世帯数、人員、避難場所及び避難の原因等について記載すること。 			

被害状況報告（速報・確定）

災害名

市町村名：

報告者名：

年 月 日 時 分 現在

区分		市町村名	摘要
人的被害	死者	人	〇〇町△△地区の土砂崩れによるもの ※場所が特定できるように具体的な地名を記入してください。
	うち 災害関連死者	人	
	行方不明者	人	
	重傷者	人	
住家被害	全壊	棟	
		世帯	
		人	
	半壊	棟	
		世帯	
		人	
	床上浸水	棟	
		世帯	
		人	
	床下浸水	棟	
		世帯	
		人	
一部損壊	棟		
	世帯		
	人		
非住家	公共建物	棟	
	その他	棟	
り災世帯数		世帯	
り災者数		人	
災害対策本部設置		月 日 時 分	
災害対策本部解散		月 日 時 分	
災害救助法適用		月 日 時 分	
消防職員出動延人員		人	
消防団員出動延人員		人	

※り災世帯数、り災者数は、全壊、半壊、床上、浸水を合計したものを記入。

第 7 節 広 報 計 画

町内の災害時における情報及び被害状況等を、すみやかに関係機関ならびに住民に周知徹底し、被害の軽減と民心の安定を図る。

1 実施機関

基本法に定められている災害応急対策責任者（基本法第50条、第51条）は、それぞれの分担事務または業務について、広報活動に努めるものとする。

2 実施機関の相互の連絡

各実施機関は、相互に情報の通報及び交換を行うよう努めるものとする。

3 町における広報活動

(1) 情報等収集要領

原則として別節に定めた「第5節 通信施設利用計画」及び「第6節 情報収集及び被害報告取扱計画」により情報の収集を行う。

(2) 情報の発表と広報活動

① 収集した情報及び対策については、すみやかに住民に対する周知徹底を図るとともに、関係機関へ広報するものとする。

② 広報活動の資料並びに記録用として、災害写真の撮影及び被災現場等の取材を行う。

③ 広報車等の活用により、被災地域における応急対策等について周知徹底を図る。

④ 町広報媒体（ホームページ、メールサービス、新聞、インターネットラジオ等）、消防団、防災行政無線、報道機関、広報紙、チラシ、ポスター等により広報を行う。

(3) 災害情報伝達の多重化、多様化

町は、住民、要配慮者利用施設や地下施設等の施設管理者等に対して警報が確実に伝わるよう関係者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）全国警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（インターネットラジオを含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

第 8 節 水 防 計 画

水防計画については、別冊大津町水防計画書により水防対策の万全を期する。

（参 考）

○緊急連絡先

頭首工・吐・堰・放水路	氏 名 等	電話番号
上井手頭首口（内 牧）	大 磧 一 弘	293-3978
// 天神吐（瀬 田）	岩 崎 雄 樹	293-5630
// 内山吐（大 林）	おおきく土地改良区	293-6851
// 丹防吐（大 津）	岡 嶋 和 広	293-3477
// 吹田法水路（吹 田）	西 本 定 勝	293-4291
下井手頭首口（瀬 田）	合 志 幸 徳	293-6370
玉 岡 堰（陣 内）	おおきく土地改良区	293-6851
畑 井 手 堰（内 牧）	緒 方 治 介	090-4513-6351
迫 井 手 堰（岩 坂）	中 尾 道 明	090-1089-5649

第 9 節 消 防 計 画

災害時における町民の生命、身体及び財産を保護するとともに被害の拡大を防止し、もって安寧秩序の保持と社会公共の福祉増進を図るものとする。

1 実施機関

(1) 町は、管内における消防を十分に果たすべき責任を有するとともに、消防の管理は町長が行うものとする。

2 消防活動計画

(1) 町及び菊池広域連合消防本部は、消防施設及び消防団職員を活用して、住民の生命、身体および財産を火災から保護するとともに、火災または地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するため、市町村消防計画の基準に基づき、消防計画を策定するものとする。

(2) 災害時における危険物等の保安については次のとおりとする。

町は、保安についての適切な処置をとるとともに、県消防保安課に状況を速報するものとする。

(3) 林野火災に対応する空中消火

大規模な林野火災が発生し、又は大規模となる恐れのある場合、次の措置をとるものとする。

① 菊池広域連合消防本部は、県に防災消防ヘリコプターによる空中消火活動、資機材、消火剤等の搬送を要請するものとする。

② 町長は、知事に対し「自衛隊災害派遣要領」に基づき、ヘリコプターによる空中消火活動及び資機材、消火剤等の輸送並びに要員の派遣等を要求するものとする。

(4) 消防団の現況は、団員総数 630 名 8 分団及び本部班をもって編成しており、各町内または行政区は何れかの分団が担当し、災害報知と同時に速やかに出動ができるよう編成するものとする。

(5) 災害の発生が予想される場合、また災害が発生した時は、町長は団長と緊密な連絡をとり、待機、出動等適切な措置をとるものとする。

3 相互応援協定

町長は、熊本縣市町村消防相互応援協定書（昭和 46 年 4 月 1 日締結）の円滑な実施を図るため、隣接市町村との連携を図り消防出動体制の確立を図るものとする。

4 緊急消防援助隊要請計画

(1) 緊急消防援助隊の出動要請

① 町長は、災害の状況及び管内の消防力だけでは十分な対応がとれないと判断した時には、速やかに、知事に対して、緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。また、要請を行った場合は、菊池広域連合消防本部消防長へ連絡するものとする。

(2) 応援等調整本部

① 町長は、緊急消防援助隊を要請した場合は、大津町での緊急消防援助隊の迅速かつ適確な活動を総合的に支援するため、災害対策本部の設置と併せて大津町応援等調整本部を設置するものとする。

② 応援等調整本部の構成員は、町長又はその委任を受けたもの、大津町職員及び関係各機関派遣職員等の代表とし、町長を本部長とする。この場合、当該調整本部は、消防庁、後方支援本部と連携し次の事項をつかさどるものとする。

ア 緊急消防援助隊の部隊配置に関すること。

イ 関係機関との連絡調整に関すること。

ウ 緊急消防援助隊の後方支援に関すること。

エ その他必要な事項に関すること。

第 10 節 避 難 計 画

災害のため危険な状態にある住民に対して、避難の準備、勧告、指示、伝達、誘導等を実施して住民の生命及び身体を災害から保護し、民心の安定を図り、もって応急対策を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

1 実施責任者

災害から住民の生命、身体を保護するための避難の勧告、指示等の実施責任者は次表のとおりであるが、災害応急対策の第1次実施責任者である町長を中心に、相互に連携協調し、避難の迅速かつ安全な措置を行うものとする。

区 分	災害の種別	実 施 責 任 者
避難の勧告		市町村長（基本法第60条）
避難の指示	全 災 害	市町村長（基本法第60条）
		警察官（基本法第61条及び警察官職務執行法第4条）
		海上保安官（基本法第61条）
		災害派遣時の自衛官（自衛隊法第94条）
	洪 水 災 害	知事または、その命を受けた職員（水防法第22条）
		水防管理者（水防法第22条）
地すべり災害	知事または、その命を受けた職員（地すべり等防止法第25条）	

2 避難勧告等の内容及び伝達方法

(1) 避難勧告等の内容

町長が避難勧告を実施する場合には、次の内容を明示して行うものとする。

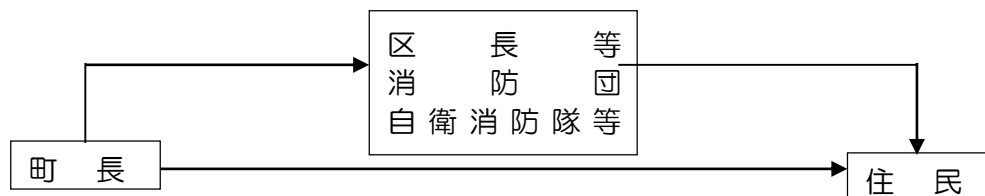
- ① 要避難対象地域
- ② 避難先
- ③ 避難理由
- ④ 避難経路
- ⑤ 避難時の注意事項

なお、国の指定地方行政機関及び県は、町から求めがあった場合には、避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

(2) 住民への伝達方法

避難勧告等の伝達は、最も迅速的確に住民に周知できる方法により実施するが、おおむね次の方法によるものとする。

なお、高齢者、障がい等の避難行動要支援者や外国人旅行者を含めた一時滞在者に対しては、あらかじめその特性に応じた伝達方法を講じておくものとする。



- ① 防災行政無線による伝達周知
- ② J-ALERTによる伝達周知
- ③ あらかじめ定められた伝達系統組織を通じ、関係者から直接口頭及び拡声器等による伝達周知
- ④ サイレン及び警鐘による伝達周知
- ⑤ 広報車による伝達周知

- ⑥ 携帯電話メールサービスによる伝達周知
 - ⑦ 自主防災組織、自治会、町内会への有線放送及び電話等による伝達周知
 - ⑧ 報道関係機関（インターネットラジオ及びコミュニティFMを含む）を通じての伝達周知
 - ⑨ 避難勧告等を発令した場合、Lアラート（災害情報共有システム）への情報配信及びテレビ、ラジオ等の報道機関を通じた住民への伝達
- (3) 町長は、危険地区ごとに避難指示等の伝達組織及び伝達方法を定め、日常より危険地区の住民に対し周知徹底しておくものとする。
- (4) 町長は、避難勧告等を発令した場合、すみやかに、その旨を県に報告する。
- (5) 町長は、避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

(6) 警戒レベルを用いた避難勧告等の発令

① 災害発生情報の発令

避難指示（緊急）の発令基準のうち、災害が実際に発生したとの要件を災害発生情報の発令基準の要件に位置づけ、災害発生情報を発令

② 警戒レベルを用いた避難勧告等の伝達

※警戒レベルは、洪水、土砂災害、内水氾濫に用いる。

警戒レベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報
警戒 レベル5	<u>既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をする。</u>	災害発生情報 <u>（災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令）</u>
警戒 レベル4	<u>・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等で、指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な部屋への移動等の緊急の避難をする。</u>	町 が 発 令 避難勧告 避難指示（緊急） <u>（地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令）</u> <u>（全員避難）</u>
警戒 レベル3	<u>避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は立退き避難する。 その他の人は立ち退き避難を準備し、自発的に避難する。</u>	避難準備・高齢者等避難開始 <u>（高齢者等避難）</u>
警戒 レベル2	<u>ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。</u>	気象庁が発表 注意報
警戒 レベル1	<u>防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害の心構えを高める。</u>	警報級の可能性

3 避難勧告及び避難誘導の方法

避難指示（緊急）等の基準は、災害の種類及び地域性等により異なるが、概ねの基準は次のとおりとする。

(1) 河川災害水位

① 洪水予報発表形式

警戒レベル	標 題	水位の名称等	町・住民に求められる行動等
警戒 レベル 5	はん濫発生 情報	はん濫発生	住民の避難完了 逃げ遅れた住民の救助及び新た にはん濫が及ぶ区域の住民の避 難誘導
警戒 レベル 4	はん濫危険 情報	はん濫危険水位	避難勧告等の発令判断の目安 大雨特別警報で避難指示を検討 住民の避難判断
警戒 レベル 3	はん濫警戒 情報	避難判断水位	避難準備・高齢者等避難開始の 発表判断の目安 河川氾濫に関する住民への注意 喚起
警戒 レベル 2	はん濫注意 情報	はん濫注意水位	町は避難準備・高齢者等避難準 備を判断 住民ははん濫に関する情報に注 意 水防団の出動の目安
警戒 レベル 1	(発表しない)	水防団待機水位	水防団待機

② 町の水防警報の対象基準観測所

河川名	観測除名	地区名	避難判断水位 はん濫注意水位	氾濫危険水位	堤防高
白 川	代官橋	外牧	4. 5 0 m	5. 1 9 m	6 m
	七障子橋	中島	4. 0 0 m	5. 1 9 m	(6 m) 8 m
上井手	産業橋	吹田	1. 8 0 m	2. 4 0 m	3 m
	鶴口橋	鶴口	1. 5 0 m	1. 7 0 m	2 m
平 川	馬場橋	馬場	3. 0 0 m	3. 5 0 m	4 m
矢護川	初生端	護願所	1. 6 0 m	2. 3 0 m	3 m

(2) 土砂災害（土石流、地すべり、がけ崩れ）

① 避難準備・高齢者等避難開始

ア 現地情報等による基準

近隣で前兆現象（湧き水、地下水の濁り・量の変化）が発見されたとき

イ 熊本県統合型防災情報システムによる基準（土砂災害危険度情報）

観測所における危険度レベルが、2時間後に「土砂災害発生の目安とな
る（土砂災害危険ライン）」に到達すると予想されるとき

ウ 積算雨量等による基準

前日までの雨量が 100mm 以上の場合	当日の雨量が 50mm を超えたとき
前日までの連続雨量が 40mm 以上 100mm 未 満の場合	当日の雨量が 80mm を超えたとき
前日までの連続雨量が 40mm 未満の場合	当日の雨量が 100mm を超えたとき

② 避難勧告

ア 土砂災害警戒情報の発表

イ 現地情報等による基準

近隣で前兆現象（溪流付近で斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）が発見されたとき

ウ 熊本県統合型防災情報システムによる基準（土砂災害危険度情報）

観測所における危険度レベルが、1時間後に「土砂災害発生の目安となる（土砂災害危険ライン）」に到達すると予想されるとき

エ 積算雨量等による基準

前日までの雨量が 100mm 以上の場合	当日の雨量が 50mm を超え時間雨量 40mm 程度の強い雨が降り始めたとき
前日までの連続雨量が 40mm 以上 100mm 未満の場合	当日の雨量が 80mm を超え時間雨量 40mm 程度の強い雨が降り始めたとき
前日までの連続雨量が 40mm 未満の場合	当日の雨量が 100mm を超え時間雨量 40mm 程度の強い雨が降り始めたとき

③ 避難指示（緊急）

ア 大雨特別警報の発表

イ 現地情報等による基準

近隣で前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見されたとき

ウ 熊本県統合型防災情報システムによる基準（土砂災害危険度情報）

観測所における危険度レベルが、「土砂災害発生の目安となる（土砂災害危険ライン）」に到達すると予想されるとき

エ 積算雨量等による基準

前日までの雨量が 100mm 以上の場合	当日の雨量が 50mm を超え時間雨量 60mm 程度の強い雨が降り始めたとき
前日までの連続雨量が 40mm 以上 100mm 未満の場合	当日の雨量が 80mm を超え時間雨量 60mm 程度の強い雨が降り始めたとき
前日までの連続雨量が 40mm 未満の場合	当日の雨量が 100mm を超え時間雨量 60mm 程度の強い雨が降り始めたとき

(3) 暴風災害

相当な暴風の襲来により、短時間後に災害がおこることが予想され、生命、身体に危険が近まってきたとき。

(4) 地震災害対策

① 地震が発生し、火災の延焼拡大等により、安全を脅かされている町民、旅行者等、また、地震のため住居を失った町民等の罹災者を安全な地域に一時避難させ、町民、旅行者等の安全を図らなければならない。

このような場合の避難勧告・指示（緊急）、避難誘導等について、次のように計画する。

② 避難勧告・指示（緊急）

地震災害が発生した場合において、生命及び身体を災害から保護し、その災害の拡大を防止する必要と認める地区の居住者、滞在者その他の者（以下「住民」という。）に対して、次により避難の勧告又は指示（以下「避難勧告・指示」という。）を行うものとする。

なお、「勧告」と「指示」では、「指示」のほうがより被害の危険に対する切迫の度合いが高く、住民等に対する拘束力は強いが、いずれも強制力はない。

(避難勧告・指示(緊急)の基準)

- ・河川が地震被害を受け、浸水等による危険があるとき
- ・火災が拡大する恐れがあるとき
- ・爆発する恐れがあるとき
- ・地すべり、がけ崩れ等の土砂災害により著しく危険が切迫しているとき
- ・建物が被害を受け、住民に危険があるとき
- ・県災害対策本部長から避難についての勧告又は指示の要請がなされたとき
- ・その他生命、身体を守るため必要と認められるとき

(5) 避難準備・高齢者等避難開始の基準等

人的被害が発生する恐れがあり、「避難行動要支援者」を早期に避難させる必要があるとき、または、「避難行動要支援者」でない人々が具体的な避難の準備をする必要があるとき。

また、必要に応じ避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難所等を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

(6) 避難行動要支援者に関する避難の指示等

避難の指示等の実施責任者は、寝たきり老人、重度の肢体不自由者、視覚障がい者、聴覚障がい者等の避難について介護または誘導を必要とする者のいる世帯について、その実情を日頃から把握しておくとともに、避難の指示等の伝達方法および誘導方法等について特に配慮するものとする。

4 避難路の指定及び避難経路の選定

町は、避難所に通じる道路(法定外公共物の道路を含む。)を避難路として指定するとともに、国のブロック塀等の安全確保に関する事業(住宅・建築物安全ストック形成事業(防災・安全交付金基幹事業))の「補助対象路線」とみなすものとし、熊本地震で滑動した盛土や被災した民間宅地擁壁により、指定避難所等に通じる道路に被害が発生する恐れがあるものは、迅速かつ安全な避難行動を確保するため、滑動崩落防止事業等の実施に努めるものとする。

避難経路は、住宅や事業所等から避難所や避難場所等へ至る経路とし、できる限り危険な道路、橋、堤防その他新たに災害発生の恐れのある場所を避け、安全な経路を選定するとともに、住民は行政区や自主防災組織が行う避難訓練等を通じ、災害発生時を想定した避難経路を事前に選定するよう努めるものとする。

5 避難誘導の方法

避難勧告等を実施する者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう自主防災組織等の協力を得て、できるだけ自治会等の単位で集団避難を行うものとし、特に高齢者、障がい者、児童、妊産婦、外国人等の避難行動要支援者については、本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用して、避難支援を行うものとする。

このほか、避難誘導に当たっては次の事項に留意するものとする。

- (1) 避難経路上の危険な地点には、標識やなわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期すること。

- (2) 住民に対して、高齢者、障がい者、児童、妊産婦、外国人等の避難行動要支援者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図ること。

なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、水平・垂直避難等の屋内での退避等の安全確保措置を指示することができるものとする。

6 避難所の開設及び収容

救助法が適用された場合の避難所の開設及び収容等の基準は、同法及び運用方針によるが、その概要は次のとおりである。なお、救助法が適用されない場合もこれに準じて行うものとする。

なお、避難所への収容においては、避難行動要支援者の特性に可能な限り配慮するものとし、場合によっては病院や社会福祉施設等の福祉避難所への収容についても検討を行うものとする。

(1) 避難所等の安全性の確認及び速やかな避難所開設

町は、安全性を確認したうえで、あらかじめ指定していた施設において速やかに避難所を設置するものとする。

なお、避難所施設の開設にあたっては、あらかじめ定めていた避難所開設者に連絡し、速やかな開設を行うものとする。

- (2) 避難所に収容する者は、災害により現に被害を受け、または被害を受ける恐れのある者、並びに避難勧告・指示（緊急）等がでた場合等で、現に被害を受ける恐れのある者に限り収容するものとする

- (3) 避難所は、学校、公民館、その他の公共施設等の既存建物を応急的に整理して使用するものとするが、これらが無い場合、またこれらでは充足できない場合は、野外に仮設物または天幕等を設置して避難所とする。

- (4) 町長は、避難所を設置したときは、被災者に周知徹底し、避難所に収容すべきものを誘導し、保護するものとする。

- (5) 町長は、避難所を設置したときは、知事に直ちに次の事項を報告するものとする。

① 避難所開設の日時及び場所

② 箇所数及び収容人員

③ 開設予定時間

- (6) 避難所開設の期間は、原則として災害発生の日から最大限7日以内とする。

また、「避難所運営マニュアル」に基づき、避難所開設から避難者による避難所運営について検証するとともに逐次修正・改正を行う。

7 避難所の管理運営

- (1) 避難所運営マニュアル等に基づき、避難所を適切に運営管理するものとし、運営の際は、他自治体からの派遣職員や避難所運営のノウハウを有する専門家やNPO等との協働についても検討するものとする。

- (2) 避難者は、避難所の自主的な運営が行われるようルールを守り、お互いに助け合いながら避難所の運営に参加・協力するものとする。

- (3) 自治会・町内会、自主防災組織、消防団、NPOやボランティア等と連携して、避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握を行うとともに、車中避難者を含む避難所以外の避難者に係わる情報の把握に努めるものとする。

また、食料や生活必需品等の避難者ニーズを把握するとともに、指定避難所を拠点とした物資供給体制の構築やその周知に努めるものとする。

8 防火対象物等における避難対策等

学校、病院、工場、事業所、その他消防法による防火対象物の防火管理者は、多数の者の出入りする施設として災害時の避難対策を十分講じておくものとする。特に学校においては、次の応急措置等を実施するものとする。

(1) 情報の伝達・収集等

① 教育長は、災害の種別、程度により速やかに学校長に通報し、必要な避難措置をとらせるものとする。

② 学校長は、教育長又は関係機関から災害に関する情報を受けた場合には、教職員に対して当該情報を速やかに伝達するとともに、自らテレビ、ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努めるものとする。

なお、児童・生徒等への伝達にあたっては、混乱を防止するように配慮するものとする。

③ 学校長は、児童・生徒等及び学校施設に被害を受け、又はその恐れがある場合は、直ちにその状況を町、自治会、自主防災組織、消防団、近隣住民その他関係機関に報告し、必要に応じ応援等を求めるものとする。

(2) 避難の指示等

① 教育長の避難の指示等は、町長の指示により行うほか、安全性を考慮して、速やかに実施するものとする。

また、避難の指示にあたっては、災害の種別、発生の時期及び発生場所等を考慮に入れて、危険が迫っている学校から順次指示するほか、一斉メール、ファックス等により必要な情報を当該地域の学校全てに伝えるものとする。

② 学校長は、教育長から避難の指示等があった場合には、速やかに実施するとともに、緊急を要する場合には、自ら災害の状況を判断し、児童・生徒等の屋外への避難や緊急避難場所等への避難を迅速に指示するものとする。

なお、状況によっては、教職員が個々に適切な指示を行うものとする。

③ 児童・生徒等が学校の管理外にある場合には、学校長は状況を判断して臨時休校等の措置を講ずるものとする。

なお、臨時休校の通告及び連絡方法については、あらかじめ児童・生徒等に対し周知徹底をしておくものとする。

(3) 避難の誘導等

① 避難の誘導

学校長及び教職員は、児童・生徒等の安全を確保するため、あらかじめ定めた計画に基づき児童・生徒等の誘導を行うものとする。

なお、状況により校外への誘導が必要である場合は、町、自治会、自主防災組織、消防団、近隣住民その他関係機関の指示及び協力を得て行うものとする。

② 避難の順位

児童・生徒等の避難順位は、低学年、疾病者等を優先して行うものとする。

③ 下校時の危険防止

学校長は、災害の状況により、児童・生徒等を下校させる場合には、次の方法によるものとする。

イ 児童・生徒等に必要な注意を与えるとともに、校区内の危険箇所（がけ崩れ、危険な橋堤防等）の通行を避けるように配慮するものとする。

□ 通学区域ごとの集団下校または教職員による引率等の措置を講ずるものとする。

④ 校内保護

学校長は、災害の状況により、児童・生徒等を下校させることが危険であると判断した場合は、校内に保護し、速やかに保護者への連絡に努めるものとする。

なお、この場合、速やかに町に対して、児童・生徒等の数その他必要な事項を報告するものとする。

(4) 学校が地域の避難所となる場合の留意事項

① 避難所になった学校の学校長は避難所に供する施設、設備の安全を確認し、避難した者に対して、その利用について必要な指示をするものとする。

② 学校長は、施設及び設備の応急復旧状況を把握し、速やかに応急教育計画を作成し、応急教育の開始時期及び方法を確実に児童・生徒等及び保護者に連絡するものとする。

③ 全児童・生徒等を学校に同時に収容できない場合は、二部授業又は地域の公共施設を利用して分散授業を行う等の措置を講じるものとする。

④ 避難が長期間となる恐れがある場合は、町は学校長と協議し、学校教育上支障とならないように必要な措置を講じるものとする。

(5) その他の留意事項

① 保健衛生

学校長は、災害時において、建物内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、児童・生徒等の保健衛生について必要な措置を講じるものとする。

② 教育活動の再開

学校長は、教育活動の再開に当たっては、児童・生徒等の登下校時の安全に留意するものとする。

③ 避難訓練の実施

学校長は、災害種別に応じた避難訓練を、平素から実施するものとする。

なお、訓練に際しては、学校関係者だけでなく町、自治会、自主防災組織、消防団、近隣住民その他関係機関等参加型訓練の実施など工夫に努める。

④ 連絡網の整備

教育長の各学校への通報及び連絡は、迅速かつ的確に行われるように、平素から連絡網を整備しておくものとする。

⑤ 計画の策定

学校長は、次の事項について計画し、集団避難が安全、かつ迅速に行われるようにするものとする。

イ 災害の種別に応じた避難指示等の伝達方法

ロ 緊急避難場所の指定

ハ 避難順位及び緊急避難場所までの誘導責任者

ニ 児童生徒の携行品

ホ 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画

ヘ 負傷者の救護方法

ト 保護者への連絡及び引き渡し方法

チ 登下校中の避難方法

(6) 避難場所

- ① 教育長は、町地域防災計画その他を考慮し、災害の種別および程度に応じた各学校ごとの避難場所を定めておくものとする。
- ② 学校が町地域防災計画等に定める避難場所に指定されている場合等で、児童生徒の保護者が学校に避難してきた場合は、児童生徒をその保護者に引渡すものとする。

9 指定緊急避難場所及び指定避難所等

町長は、各種災害時における条件を考慮して、地区ごとの避難予定場所を定め、その所在、名称、概況、収容可能人員等を把握しておくものとする。

また、指定緊急避難場所は、災害種別に応じて指定がなされていることや避難の際に発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合は、特定災害において当該施設に避難することが不適當である場合があること等について周知徹底に努めるものとする。

なお、町における避難予定場所は次表のとおりとするが、災害の内容や状況に応じて誘導、指示を行うものとする。

また、住民に対する周知徹底に当たっては、防災マップ・浸水ハザードマップの作成、案内標識、誘導標識等の設置、講習会等を行うものとする。

○各種災害時における避難予定場所（町の「公共施設等」とする。）

1 屋内施設を有する避難予定場所（屋内収容可能人数 9169名）

名 称 (住所・電話)	収容可能人数		収容対象予定地区	備 考
	屋内 (/2 m ²)	屋外 (/2 m ²)		
大津東小学校 (大林 44) Tel 293-2341 FAX293-1719	421	3,563	瀬田、大林、内牧、外牧、 錦野	水害時 は菊阿 体育館
菊阿体育館 (大林 802-2)	263	4,654	瀬田、大林、	
大津町運動公園 (森 1000) Tel 293-8088 FAX293-8899	1,311	39,400	鳥子川、吹田、森、 上陣内、大津東、引水東	
大津南小学校 (陣内 1582) Tel 293-2274 FAX293-1721	239	5,429	岩坂、中陣内、中島、 下陣内、町、下町	
大津中学校 (大津 1270) Tel 293-4360 FAX293-4333	392	10,362	鍛冶、中学通り、灰塚、 新	
大津小学校 (引水 210) Tel 293-2065 FAX293-2816	416	5,858	立石、後迫、上鶴、引水	
美咲野小学校 (美咲野 2丁目 1733-1) Tel 294-2333 FAX294-2220	425	6,000	美咲野、高尾野、新小屋	
生涯学習センター (引水 62) Tel 293-2946 FAX293-8761	196	5,600	上鶴南	
オークスプラザ (大津 1220-1) Tel 293-1807	218	3,650	松古閑・塘町、中央 駅通、室東	
大津町まちづくり交流センター (大津 1189-2) Tel 292-0212 FAX294-2868	60	230	中央	
子育て・健診センター (大津 1156-3) Tel 294-1075 FAX294-6300	150	-	駅通、室東 (大規模災害時、医療チ ーム拠点及び福祉避難 所へ)	
大津町老人福祉センター (室 151-1) Tel 293-2027 FAX293-2028	204	400		
大津北中学校 (大津 310) Tel 294-2310 FAX294-2316	621	9,740	上大津、美咲野、楽善、 日吉が丘、西嶽、水源町 西窪、高尾野、新小屋	
室小学校 (室 1825) Tel 293-9201 FAX293-9202	417	6,471	室北、北出口、室西、 あけぼの	
大津地区公民館分館 (室 2042-35) Tel 294-2033	349	1,953		
大津北小学校 (平川 2261) Tel 293-2367 FAX293-7663	264	3,662	下猿渡、御所原、馬場、 宮本、多々良、仮宿、 米山	
大津町野外活動等研修セ ンター (真木 136)	462	2,197	古城、真木	
大津町矢護川コミュニティセ ンター (矢護川 476)	511	3,264	護東、御願所、上中、 下中、片俣	
護川小学校 (杉水 3092) Tel 293-2365 FAX293-7687	486	4,009	上猿渡、小林、今村、 杉下、杉上、上の原	
大津町人権啓発福祉セ ンター (杉水 932-3) Tel 292-9777	164	1,945	源場、つつじ台、桜丘	
大津高等学校 (大津 1340) Tel 293-2751 FAX292-1850)	800 (2,202)	19,720	(大規模災害時)鍛冶、 中学通り、灰塚、新	
翔陽高等学校 (室 1782) Tel 293-2055 FAX294-0691	800 (923)	16,873	(大規模災害時)室北、 北出口、駅通、室東	

※ 収容対象予定地区の表記は、避難予定場所を限定するものではありません。

2 屋外の避難予定場所

名 称	収容可能人数 (/2 m ²)	住 所	備 考
ふれあい広場	8,363	外牧 31-1	風水害時 以外
山村広場	4,022	吹田 570	
高尾野公園	11,174	高尾野 272-28	
町民グラウンド	15,000	大津 2035	
昭和園	21,181	室 1249	
大津中央公園	9,500	大津 1156-3	

3 福祉避難所

施 設 名	住 所	電話番号
大津町老人福祉センター	室 151-1	293-2027 FAX293-2028
障がい者支援施設 三気の里	森 54-2	293-8100
障がい者支援施設 つくしの里	平川 400	293-1550
介護老人保健施設 おおつかの郷	陣内 1165	294-1500 FAX294-0478
養護老人ホーム 光進園	室 1707	293-2311
介護老人福祉施設つつじ山荘	大津 2061	293-4014
小規模多機能型居宅介護おおづセンターホーム	大津 1187-1	294-0002
若草児童学園	大津 214-1	293-2467 FAX293-2407
大津支援学校（大規模災害時）	室 1381	293-0486 FAX293-8052

4 支援物資集積所（大規模災害時）

施 設 名	住 所	電話番号
大津中学校体育館	大津 1270	293-4360 FAX293-4333

5 保健師及び医療チーム等の拠点（大規模災害時）

施 設 名	住 所	電話番号
子育て・健診センター	大津 1156-3	294-1075 FAX294-6300

6 防災倉庫等

名 称	住 所	施設面積（m ² ）
楽善防災倉庫	大津 214-3	417.0 (13.9m×30m)
大津中央公園防災倉庫	大津 1156-3	43.2 (2.4m×6m：3個)
大林地区防災倉庫	大林 802 番地	104.32 (7.323m×14.246m)

第 11 節 災害救助法の適用計画

災害が発生した場合において、一定規模以上の災害に関する救助については、災害救助法が適用されるが、同法の適用要領は概ね次のとおりである。

1 災害救助法の適用

(1) 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、救助法施行令第1条の定めるところによる。すなわち、災害救助法の対象となる程度の災害は、次のいずれかに該当する災害となる。

- ① 本町の住家滅失世帯数が、60世帯以上に達したとき。(第1号)
- ② 県の区域内の住家1,500世帯以上滅失した場合であって、本町の住家滅失の世帯数が、30世帯以上に達したとき。(第2号)
- ③ 県の区域内の住家が滅失した世帯の数が、7,000世帯以上であって、本町の区域内の被害世帯数が多数であり救助を必要とするとき。(第3号前段)
- ④ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したものであること。(第3号後段)
- ⑤ 多数の者が、生命または身体に危害を受け、または受ける恐れが生じた場合であること。(第4号)

※ () 内は、災害救助法施行令第一条第1項中の各号

(2) 被害世帯の算定基準

住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半壊し、または半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれの住家の滅失した1世帯とみなす。

(3) 救助法の適用手続

大津町における災害が、(1)の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みがあるときは、町長(県北広域本部を経由して)は、直ちにその旨を知事に報告するものとする。

第 12 節 救出計画

災害のため生命、身体が危険な状態にある者、あるいは生死不明の状態にある者を捜索し、または救助して、その者の保護を図るものとする。

1 実施責任者

- (1) 救出は原則として、町長、消防機関および警察機関が協力して実施するものとする。
- (2) 基本法及び他の法令の規定により災害応急措置の実施責任を有する者はもちろん、災害の現場にある者は救出を実施し、または町長等に協力するものとする。

2 救出対象者

罹災者の救出は、災害の原因、種別あるいは住家の被害とは関係なく、次の状態にある者に対し必要に応じて実施するものとする。

- (1) 災害によって生命、身体が危険な状態にある者で、概ね次のような場合とする。
 - ① 火災の際に火中に取り残されたような場合
 - ② 地震、がけ(山)崩れ等のため倒壊家屋の下敷きとなったような場合
 - ③ 水害の際に流失家屋とともに流されるとか、孤立した地域等に取り残されたような場合
- (2) 災害のため行方不明の状態にあり、かつ、諸般の情勢から生存していると推定される者、または生命があるかどうか明らかでない者とする。

3 救出の方法

救出は、災害の種別、被害地域の災害状況等の条件によって異なるが、救出を実施すべき事態が発生したときは、町長は直ちに県等の出先機関（地方本部）と連絡をとるとともに、消防団員、その他奉仕団員等を動員して、速やかに救出作業を実施するものとする。

4 関係機関の連携

救出・救助活動を円滑に実施するため、災害発生後の早い段階から、救出・救助関係機関等による活動調整会議を開催するものとする。また、警察、消防、自衛隊、防災消防ヘリ、ドクターヘリ等は必要に応じて連携し、迅速かつ確実に被災者の救出、救助、搜索活動を実施する。

5 職員の安全確保

救出、救助活動を実施する各機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救出・救助活動を行うため、関係機関相互の連携強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救出・救助機能の強化を図るものとする。

6 惨事ストレス対策

救出、救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策に務めるものとする。

7 応援の手続き

町長において救出作業ができないとき、または機械器材等の調達ができない場合の応援の手続きは、次によるものとする。

(1) 町長において応援を受ける必要があると認めたときは、県等の出先機関に対し要請を行うものとする。

第 13 節 医療救護計画

災害のため医療機関が被災し、本来の機能を発揮することが不可能となったような場合、応急的な医療提供体制を確保し、罹災地住民の医療救護を図るものとする。

1 実施機関

(1) 災害時における医療救護は、町長が行うものとする。

(2) 災害が広域的に発生した場合又は被害が甚大である場合は知事がこれを行う。

2 救護体制の整備

(1) 町長は、地元医療機関及び医師会等の協力を得て、町単位の医療救護班を編成しておくものとする。

(2) 大規模な災害が発生した場合、民生労働対策部に保健所長を長とする医療救護現地対策室を置く。医療救護現地対策室は、日本赤十字社熊本県支部、郡市医師会、災害拠点病院等の情報連絡員を受け入れ、現地の医療救護体制の調整を行う。

3 救護活動

(1) 町長は、災害の状況に即応し、医療救護班により医療救護活動を行う。町だけで対応できないときは、隣接市町村等に応援を要請するとともに、県に応援協力を要請する。

(2) 町は、被災地の状況に応じ適当な場所に医療救護所を設置する。

(3) 町は、医療助産に関する協力要請が必要な場合は、県に県医療救護班の派遣、並びに日本赤十字社熊本県支部、熊本県医師会等への医療救護班の出動を要請する。

4 災害救助法による医療救護

災害救助法が適用された場合の医療の対象は次のとおりとする。

- (1) 医療を必要とする状態にもかかわらず、災害のため医療の方途を失った者
- (2) 救助の期間：災害発生の日から14日（基準）

第14節 食糧供給計画

1 実施機関

罹災者及び災害応急従事者等に対する食糧の供給は、町長が実施するものとする。町のみでは、実施が不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

2 米穀の調達・供給

(1) 応急調達

① 調達の仕方

県へ要請し、農林水産省を通じて、米穀販売事業者から調達するものとする。又、災害救助法が発動され、応急用穀物が必要な場合は、県の農林水産省政策統括官に対する政府所有米穀引渡しに係る要請にとの協議を要請による。

(2) 応急供給

県の米穀販売事業者に被災地域への米穀の輸送の要請により、町に供給されるものとするが、必要な場合は、別節「輸送計画」に基づき町に供給されるものとする。

3 災害救助法に基づく食品の給与

(1) 炊き出し、その他による食品の給与の対象は次のとおりとする。

- ① 避難所に収容された者であること。
- ② 住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊または床上浸水等により、現に炊事ができない者であること。
- ③ その他、給与が必要であると認められたものであること。

4 調達物資、来援物資の集積場所

調達物資及び来援物資は、楽善地区防災倉庫、中央公園防災倉庫及び各地区公民館等防災活動拠点に集積するものとする。ただし、大規模災害時における発災初期の支援物資の集積については、大津中学校体育館を予定するが、集積期間が長期化する場合はJA菊池大津中央支所の保有する倉庫等既存の倉庫の活用や大津町総合運動公園駐車場への大型テントの設置を検討する。

第15節 給水計画

災害時に飲料水が断水、汚染または枯渇し、飲料に適する水を得ることができない場合に、応急的に飲料水を確保するための計画は、次に定めるところとする。

1 実施機関

(1) 飲料水供給の実施は、災害救助法その他により町長が行うものとする。町は大津菊陽水道企業団と連携して、被災者等へ飲料水、医療用水及び生活水の供給を実施する。応急給水できない場合は、近隣市町村、県および国その他関係機関へ支援要請するものとする。

2 給水方法

(1) 水道水の搬水給水

隣接水道、または近郷水道から給水槽等を用いて搬水し、消毒のうえ緊急給水を実施するものとする。この場合の給水量は、1人1日当たり最小3リットルを

基準とするが、被災状況等により増減する。

なお、緊急避難的措置として、町は大津菊陽水道企業団が備蓄するペットボトル飲料水の提供を要請して供給する。

3 救助法による飲料水の供給

(1) 救助の対象は次のとおりとする。

災害のため、現に飲料水を得ることができない者に限ること。(飲料水及び炊事用のための水であること)

(2) 救助の方法は次のとおりとする。

水の購入、給水器・浄水器等による供給及び飲料水中に直接投入する薬品等の交付等により行うものとする。

第 16 節 衣料品等物資供給計画

災害によって、住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない衣料品及び生活必需品を喪失または棄損し、しかも災害時の混乱のため、これらの物資等を直ちに入手することが困難な罹災者に対して、これらの物資等を給与または貸与することによって、災害時における被災住民の安定を図るものとする。

1 実施機関

(1) 罹災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与は、町長が実施する。

(2) 町だけで処理できないときは、隣接市町村、県その他の関係機関の応援を求めて実施するものとする。

2 救助法に基づく措置

(1) 救助の対象は次のとおりとする。

① 災害により住家に被害（全焼、全壊、流失、半焼、半壊および床上浸水）を受けた者であること。

② 被服・寝具・その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者であること。

③ 被服・寝具・その他生活必需物資がないため、日常生活を営むことが困難な者であること。

(2) 被災者の実情に応じ次の物資の給与または貸与を行うものとする。

① 被服、寝具及び身廻品

② 日用品

③ 炊事用具及び食器

④ 光熱材料

3 労務の調達

救助物資の購入及び配分に必要な労務については、別節「労務供給計画」の定めるところによってそれぞれ確保するものとするが、これらによる確保が困難または不可能なときは、消防団または民間団体等を活用して労務の確保を図るものとする。

第 17 節 住宅 応急 対策 計画

災害のため住家が滅失した罹災者に対し住宅を貸与し、または被害を受けた住家に対し居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修して罹災者の居住安定を図るものとする。ただし、災害発生直後における住居対策については、別節「避難計画」の定める避難所の開設および収容によるものとする。

1 応急仮設住宅

(1) 実施機関

- ① 罹災者に対する応急仮設住宅の建設及び応急修理は、救助法が適用されたときは知事が行い、知事から災害救助法施行令第 23 条により通知を受けたとき知事による救助が不可能なときは、知事の補助機関として町長が行うものとする。
- ② 応急仮設住宅の建設に当たっては、被災者に係る世帯人員数や高齢者、障がい者等に配慮した仕様及び設計に努めるものとする。また、大雨を想定し、必要に応じて雨水排水用の側溝の敷設や敷地内の舗装等を行うものとする。さらに、必要に応じ、建設型仮設住宅における入居者の家庭動物の受入や買い物の便利性等、生活環境の向上に配慮するとともにコミュニティ形成のための集会施設等の整備について検討を行うものとする。

また、応急仮設住宅の建設場所の選定にあたっては、災害公営住宅の建設場所も含めて検討するものとする。

(2) 災害救助法が適用された場合の対象は次のとおりとする。

住宅が全焼、全壊、または流出し、現に居住する住家がない者で、自らの資力をもって、住宅を確保することができない者

2 公営住宅の提供

災害により住家が滅失した被災者が町営住宅への入居を希望した場合、町長は町営住宅の入居（公営住宅法第 16 条第 1 項に基づく特定入居、または地方自治法第 238 条の 4 第 4 項に基づく目的外使用許可）について最大限の配慮をするものとする。

第 18 節 交通 規制 計画

災害時に、異常気象等で、道路災害が発生する恐れがある場合、または橋りょう等の交通施設に被害が発生した場合、交通の混乱を防止し、緊急輸送を確保するため必要がある場合は、交通規制を行って、被害の軽減と迅速な応急対策の実施を促進する。

1 実施責任者

災害時の交通規制は、次の区分によって行うものとするが、道路管理者は警察と常に緊密な連絡を保ち、応急措置の万全を期するものとする。

(1) 道路管理者

- ① 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合
- ② 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合

2 交通規制の措置

(1) 措置要領

道路管理者

- ① 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。
- ② 道路管理者は、道路、橋りょう等交通施設の巡回調査に努め、災害等により

交通施設等の危険な状況が予想され、または発見したとき、もしくは通報等により承知したときは、速やかに必要な規制を実施するものとする。

(2) 交通規制の実施

危険箇所の交通規制

道路の破損、決壊その他の状況により通行禁止、または交通を規制する必要があると認めるときの交通規制の実施は、道路管理者または警察が、禁止または制限の対象、区間、期限および理由等を明瞭に記載した道路標識等を設置するとともに、必要な場合は、う回道路の標識も明示し、一般の交通に支障のないよう措置するものとする。

第 19 節 輸 送 計 画

本計画は、災害時における緊急輸送体制を確立し、災害応急対策の実施に必要な人員、資器材および救援物資等の輸送力を確保し、応急処置の万全を期する。

1 実施機関

基本法第50条及び第51条に規定する実施責任者とする。ただし、これらの機関で処理できない場合は、輸送を業とする公共機関、地方公共機関ならびにこれに準ずる熊本県トラック協会等、または自衛隊に応援を要請して緊急輸送の確保を図るものとする。

2 輸送の方法

(1) 陸上輸送

① 道路輸送

災害時における緊急輸送は、大半が陸上輸送であり、中でも道路輸送の場合が多いので、関係機関は緊急輸送が迅速かつ円滑に行われるよう協力するものとする。

② 鉄道輸送

道路輸送が困難を極め、または不可能な場合並びに鉄道輸送による輸送が、迅速適切と判断される場合に緊急輸送の確保を図るものとする。

(2) 空中輸送

① 空中輸送

災害時に陸上輸送が困難、もしくは不可能な場合、または空中輸送が適切であると判断した場合の緊急輸送の確保を図るものとし、県に防災消防ヘリコプター及び自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

3 救助法による輸送

(1) 救助の対象は次のとおりとする。

- ① 被災者の避難
- ② 医療及び助産
- ③ 被災者の救出
- ④ 飲料水の供給
- ⑤ 死体の捜索
- ⑥ 死体の処理
- ⑦ 救済用物資の整理配分

第 20 節 民間団体活用計画

災害における民間団体等[婦人会（日赤地域奉仕団）、赤十字防災ボランティア（奉仕団、防災ボランティア）]の活用については、本計画の定めるところによる。

1 実施機関

- (1) 民間関係の活用は、町長、または町教育委員会が、町内の民間団体の協力を求めて実施するものとし、町で処理不能な場合は、被災をまぬがれた近隣市町村に連絡し、応援協力を求めて応急措置にあたるものとする。
- (2) 大規模な災害、または広範囲にわたる災害のとき、あるいは町において処理できない場合、町長または町教育委員会は、知事または県教育委員会に要請するものとする。

2 活用方法

- (1) 活動内容は、被害の程度によって異なるが、概ね次のとおりとする。
 - 災害発生直後（被災者周辺住民による活動）・・・フェイズ0
 - ・応急処置　・救出　・搬送
 - 緊急対応期（町等からの要請後　団体の協力による活動）・・・フェイズ1
 - ・ボランティア本部の設置　・炊き出し　・応急復旧
 - ・連絡手段の確保（アマチュア無線）　・安否調査　・その他
 - 応急対応期（ボランティアによる機能的活動期）・・・フェイズ2
 - ・避難所支援活動　・心のケア　・協力支援体制の確立　・その他
 - 復興期（地域ボランティア組織の支援活動）・・・フェイズ3
 - ・活動の撤退準備　・活動記録　・報告書の提出（町）　・その他
- (2) 活動範囲
活動範囲は、災害の規模及び被災の範囲によって異なるが、原則として県内全域とする。
- (3) 活動期間
町等からの要請により活動開始した時期（フェイズ0若しくは1）からフェイズ3の撤収までとする。
- (4) その他
民間団体を活用した場合の経費は、応援を要請した町が負担するものとする。

第 21 節 労務供給計画

災害時における、労務の確保を図り、応急措置および災害復旧の迅速、かつ円滑な実施を促進するための計画は、次に定めるところによる。

1 労務者の確保

(1) 供給の要請

災害対策本部を設置した場合の労務者の要請は、次によるものとする。

- ① 町長は災害応急措置の実施について、労務者を必要とするときは、県北広域本部長に対し、文書または口頭をもって、所轄の公共職業安定所長への要請を依頼するものとする。
- ② 町以外の機関において、災害応急措置の実施について、労務者を必要とするときは、当該機関の長は直接、所轄の公共職業安定所長へ要請するものとする。
- ③ 前各号の労務者の要請を行うときは、次の事項を明らかにしなければならない。
 - イ 求人者名
 - ロ 職種別、所要労務者数
 - ハ 作業場所及び作業内容
 - ニ 労働条件
 - ホ 宿泊施設の状況
 - ヘ その他必要事項

第 2 2 節 防 疫 計 画

災害によって被害を受けた地域、または当該住民に対し、感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 1 0 年法律第 1 1 4 号）の定めるところにより、公衆衛生の立場から感染症予防上必要な諸対策を実施して、感染症の発生予防及びまん延の防止を図るものとする。

1 実施責任

(1) 町長は、知事の指示にしたがって、災害時における防疫上必要な措置を行うものとする。

2 防疫組織及び実施方法

感染症患者の発生状況を的確に把握し、患者、無症状病原体保有者の早期発見に努めるとともに、未入院患者等の措置、汚物物件の消毒その他必要な予防措置を講ずるための防疫組織及び実施の方法等は、次により行うものとする。

(1) 防疫の実施組織

① 伝染病予防委員の選定

町長は、知事の指示に基づき伝染病予防委員を選任して、防疫活動に従事させるものとする。

② 防疫班の編成等

イ 防疫班の編成

町長は、防疫実施のため防疫班を編成する。

防疫班は、概ね衛生技術者 1 名、事務職員 1 名、作業員 3 名をもって編成し、清潔・消毒方法の施行、ねずみ族昆虫の駆除を行う。

また、災害の規模に応じ、防疫班の編成、派遣を、県に要請するものとする。

ロ 防疫活動のための薬剤・器具・機材等の整備

町は、災害時または、その恐れが著名になった際の防疫活動のための薬剤・器具・機材等を整備し、あらかじめ周到な計画を立てておくこととする。

(2) 実施方法等

① 検病調査及び健康診断

イ この調査にあたっては、的確な情報の把握のために、地域内の衛生組織等関係機関は協力するものとし、また、集団避難所にあつては、衛生に関する自治組織を設けるよう指導し、その協力を得ることとする。

ロ 検病調査の結果、必要があると認めるときは、感染症予防法第 1 7 条の規定により健康診断を実施する。

② 消毒方法

町長は、知事の指示に基づき、感染症予防法施行規則第 1 4、1 6 条及び結核感染症課長通知の定める所により、防疫班によって実施するものとする。

③ ねずみ族昆虫等の駆除

町長は、感染症予防法第 2 8 条第 2 項の規定により、知事が定める地域内で、知事の命令に基づき防疫班によって実施するものとする。

実施にあたっては、感染症予防法施行規則第 1 5 条の規定に定められたところによる。

第 2 3 節 廃棄物処理計画

この計画は、災害で発生する廃棄物処理を円滑かつ迅速に行い、住民の生活環境の保全を図ることを目的とする。

1 被害状況調査、把握

- (1) 速やかに被害状況を把握するため、調査地域、調査対象施設・設備、調査者等を明確にした調査体制を整備するものとする。
- (2) 廃棄物処理施設等の被害状況を早急に取りまとめ、所轄保健所へ報告する体制を整備するものとする。

2 災害廃棄物処理計画

- (1) 各地域別の被災状況を速やかに把握し、災害廃棄物の発生量を推計するとともに、災害廃棄物処理施設の処理能力を確認のうえ、収集、運搬、処分の対策を講じるものとする。
- (2) 災害廃棄物処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努めるものとする。
- (3) 地区住民の廃棄物が、交通の妨げにならないように周知するとともに、道路上の障害物により通常の収集ができない地区については、臨時収集場所を設け、収集の協力を求めるものとする。
- (4) 防疫上、食物の残り等腐敗性のごみを優先的に収集運搬するものとする。
- (5) 損壊家屋や流出家屋のがれき等については、原則として被災者自ら搬入することが望ましいが、被災者自ら搬入することが困難な場合又は道路等に散在し緊急的に処理する必要がある場合は、収集処理を行うものとする。
- (6) 災害時には、大量の廃棄物の排出が予想され、処理場への大量搬入は、交通の確保の困難性や処理能力の問題等が考えられるため、必要に応じて環境保全上支障のない場所で暫定的な災害廃棄物の仮置場（民有地を含む。）を選定しておくものとする。また、仮置場におけるゴミの分別や解体家屋のアスベスト飛散防止対策を確実に実施するものとする。

3 し尿処理計画

- (1) 各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲取式便槽のし尿排出量を推計するとともに、し尿処理施設の処理能力を確認のうえ、収集、運搬、処分の対策を講じ、又し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努めるものとする。
- (2) 被災時において水洗トイレ等の使用が困難な場合は、共同仮設便所を設ける等適正管理の対策を講じるものとする。

4 廃棄物処理施設の応急復旧

- (1) 処理施設の維持管理点検体制を整備し、非常時に備え予備資材の確保に努めるものとする。
- (2) 被災時の被害により施設・設備等に欠陥が生じた場合は、早急に点検を行い、被害状況を県に報告するとともに、応急復旧を行うものとする。
- (3) 要員、資材等の不足により、応急復旧が不可能なときは県に応援要請を行うものとする。

5 廃棄物処理の広域応援体制

廃棄物の排出量や処理能力等を想定のうえ、近隣市町村との相互応援体制の整備、併せて広範囲の被災により近隣市町村による相互応援体制が維持できない場合を想定した広域応援体制の整備に努めるものとする。

また、町は、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や地方公共団体等の関係者で組織する地域ブロック協議会等による人材育成や災害廃棄物に関する情報、D.Waste-Net や地域ブロック協議会の取り組み等の周知に努めるものとする。

第 24 節 文教対策計画

この計画は、災害が発生し、または発生する恐れがある場合、基本法及びその他の法令に基づき、児童生徒等の身体、生命及び文教施設を災害から保護し、もって教育行政の確保を図ることを目的とする。

1 実施機関

- (1) 町立学校の文教施設の災害応急復旧は、町長が行う。
- (2) 町立学校の児童、生徒に対する災害応急教育対策は、町教育委員会が行う。ただし、救助法が適用されたとき、または町教育委員会で実施することが困難な場合は、知事または県教育委員会が、必要関係機関の協力を求めるものとする。

2 応急教育対策

(1) 応急教育実施の予定場所

教育委員会は災害の状況により教育関係機関と連絡をとり災害現場の状況を的確に掌握し、災害の程度に応じて適切な指導を行い、災害時における応急教育に支障のないよう次の事項について措置するものとする。

- ① 学校施設が罹災した場合は、まず応急復旧を速やかに行い、教育が実施できるよう努めるものとする。
- ② 応急復旧が不可能な場合は、被害をまぬがれた隣設地域の学校施設、公民館、その他民有施設等の借り上げを行うものとする。
- ③ 災害の状況によっては、近隣市町村の小、中学校施設への委託等により、教育の実施を図るものとする。

(2) 応急教育の方法

掌握した災害情報に基づき、災害時における教育に支障のないよう、次により応急教育を実施するものとする。

- ① 町教育委員会は、県教育委員会及び教育関係機関と緊密な連絡をとり、応急教育実施のため支障をきたすことのないよう協力し、教育上の混乱を生じないよう教育実施者の確保に努めるものとする。

② 教材、学用品等の調達及び配給の方法

教材、学用品等の被害を受けた場合は、各学校長は町教育委員会に、町教育委員会は所定の様式に従って県教育委員会に報告し(災害救助法適用の場合は、町教育委員会は町長を経由して報告)、必要な教材(教科書)、学用品等調達のあっせんを要請するものとする。

3 学校給食等の措置

学校給食の施設、設備、物資等に被害を生じた場合は、学校設置者である町長から県教育委員会に速報し、措置すべき事項につき指示を受けるものとする。

(1) 物資等対策

町は、速やかに被害物資の状況を県教育委員会に報告し、被害物資の処分方法並びに供給方法等について指示を受けるものとする。

4 救助法による学用品の支給

(1) 学用品の支給の対象

住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)、または床上浸水により、学用品をそう失又はき損し就学上支障のある小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校等の児童・生徒

(2) 支給する学用品の品目

- ① 教科書及び教材
- ② 文房具
- ③ 通学用品

- (3) 支給期間は、原則として教科書（教材を含む）については災害発生の日から1ヵ月以内、文房具及び通学用品については、15日以内

第25節 障害物除去計画

災害時における応急措置実施の障害となっている工作物等並びに、山（がけ）崩れ、浸水等によって、道路、河川、住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等のため、住民の生命、身体及び財産等に危険を及ぼし、または日常生活に著しい支障をきたす障害物の除去について必要な措置を定める。

1 実施機関

- (1) 応急措置を実施するため、障害となる工作物等の除去は、町長が行うものとする。
- (2) 水防活動を実施するため、障害となる工作物等の除去は、水防管理者(町)、または消防機関の長が行うものとする。
- (3) 道路、河川等にある障害物の除去は、その道路、河川等の維持管理者が行うものとする。
- (4) 山（がけ）崩れ、浸水等によって住家または周辺に運ばれた障害物は町長が行うものとし、町のみで実施不可能の場合、または救助法が適用されたときは、県へ要請するものとする。
- (5) その他、施設、敷地内の障害物の除去は、その施設、敷地内の所有者、または管理者が行うものとする。

2 障害物の除去対象および除去の方法

(1) 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去対象は概ね次のとおりである。

- ① 住民の生命、財産等を保護するための除去を必要とする場合
- ② 河川のはん濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動実施のため除去を必要とする場合
- ③ 緊急な応急措置を実施するため、特に除去を必要とする場合
- ④ その他、特に公共的立場等から除去を必要とする場合

(2) 障害物除去の方法

- ① 実施責任者は、自らの組織、労力、機械機具を用いて行うか、または土木建築業者等の協力を得て、速やかに行うものとする。
- ② 前記①により実施困難な場合は、「自衛隊派遣要請計画」により、自衛隊の派遣を要請して行うものとする。
- ③ 除去作業の実施にあたっては、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し事後において支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

3 救助法における障害物の除去

(1) 障害物の除去の対象

- ① 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。
- ② 日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の除去に限ること。
- ③ 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができない者であること。
- ④ 住家は半壊又は床上浸水したものであること。
- ⑤ 障害物の除去を実施し得る戸数は、半壊及び床上浸水戸数の概ね15%以内の戸数であること。

第 26 節 公共施設 応急工事計画

公共施設の災害に際し、交通の確保並びに公共施設の応急復旧を迅速的確に処理することによって罹災者の民心安定を図るものとする。

1 公共土木施設

災害によって河川、道路その他の公共土木施設が被災した場合における応急工事は、次により実施する。

(1) 実施機関

- ① 河川
イ 一級河川の直轄河川区間は国土交通省
 ロ 一級河川のうち指定区間及び二級河川は県
 ハ 準用河川及びその他の普通河川は町
- ② 道路
イ 一般国道指定区間は国土交通省
 ロ その他の一般国道及び県道については県
 ハ 町道については町

(2) 人員資機材の確保

応急工事を実施するにあたり、実施機関のみの人員、資機材で不足する場合は、人員については、別節「労務供給計画」及び「民間団体活用計画」の定めるところによって、人員の確保を図るものとする。

(3) 応急工事の施行

仮道工事、仮さん道工事、仮橋工事、仮締切り工事及び決壊防止等の応急工事は、緊急度を考慮のうえ、次により迅速、かつ重点的に実施するものとする。

① 緊要度の高い交通路

被災した道路または橋りょうが唯一の交通路であり、食糧及び物資等の輸送または復旧資材の運搬等のため、早急に復旧を必要とする仮道、仮さん道及び仮橋について、交通の確保を図るものとする。

② その他の交通路

被災した道路、または橋りょうが唯一の交通路でない場合には、国道、主要地方道並びに交通上特に重要と認められる県道、もしくは町道等が被災して、交通に著しい支障を及ぼし、これらの復旧に長期間を要し、かつ適当な迂回道路がないため緊急に施行しなければならない仮道工事等が必要な場合。

③ 仮締切り工事

仮締切り工事は河川、海岸、砂防施設、またはこれらの効用を兼ねる道路が被災して、通常の状態における流水、または海水が浸入し、当該被災施設に隣接する一連の施設で、当該被災箇所の背後地に甚大な被害を与えているか、またはその恐れが大きいため、緊急に仮締切り工事を施行しなければならない場合。

2 農地及び農業用施設等

農地及び農業用施設等が被災し、農業生産の維持及び経営の安定に重大な支障を及ぼすもので、緊急やむを得ず応急工事を施行しなければならない場合は、次により行うものとする。

(1) 実施機関

- ① 農地、農業用施設及び農林水産業共同利用施設の応急工事は、土地改良区、農業協同組合、漁業協同組合の所有、または管理に属する施設等について、それぞれの実施責任を有する者が行うものとするが、これらの実施責任者において施行が困難な場合は、町長が行うものとする。
- ② 前記①において実施不可能な場合は、県（本庁）または県の出先機関に連絡し、適切な指導と援助を受けて施行するものとする。

第 27 節 農林 応急対策計画

災害による農林業被害の拡大を防止するため次のとおり応急対策を実施するものとする。

1 農 業

異常気象により、水稻、果樹、野菜等の農作物に被害が発生した場合、被害の拡大防止と早期復旧を図るため、農業協同組合、県及びその他の関係機関と連絡を密にして被害農業者に対し、応急対策及び復旧対策について指導するものとする。

2 林 業

異常気象により、造林地、苗畑等に被害が発生した場合は、その拡大防止と早期復旧を図るため、森林組合、県及びその他の関係機関と連絡を密にして被害林業者に対し、応急措置及び復旧対策について技術等の指導を行うものとする。

第 28 節 災害ボランティア活用計画

大規模災害発生時に、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、町及び関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。このため、町は、被災者の生活救援のため、区・組等の組織を中心としたボランティアの協力を得ることにより応急対策の推進を図るものとする。

1 実施体制の確立

大規模災害発生後、直ちに災害対策本部に受入窓口を設置し、一般ボランティアの受入体制の確保を図るものとする。

この場合、受入窓口の活動内容としては、概ね次のとおりとする。

- (1) 関係機関からの情報に基づき必要とするボランティア業務の把握
- (2) ボランティア活動の決定及びボランティアの割り振り
- (3) ボランティア活動用資機材の確保
- (4) ボランティアの受付
- (5) ボランティア連絡会議の開催
- (6) 関係機関との連絡調整
- (7) その他ボランティア活動について必要な活動

2 一般ボランティアの活動内容

一般ボランティアの活動内容は、概ね次のとおりとする。

- (1) 災害情報、安否情報、生活情報等の収集、伝達
- (2) 避難生活者の支援（水汲み、炊き出し、清掃、救援物資の仕分け及び配布）
- (3) 在宅者の支援（高齢者の安否確認、食事・飲料水の提供）
- (4) 配送拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配布、輸送）
- (5) その他被災者の生活支援に必要な活動

3 活動拠点の提供

町は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等支援に努めるものとする。

第 4 章 震災対策計画

第 1 節 目 的

地震は、その発生形態、災害の規模等において、台風、集中豪雨等の災害と根本的に異なるものがあり、その対策においても特別な措置を必要とする。本章においては、住民生活に重大な影響を及ぼす恐れのある地震災害に対処するため、県・町及び各防災関係機関に必要な体制を確立するとともに、地域における地震災害対策を総合的かつ計画的に推進することにより、地域並びに住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。

第 2 節 災 害 予 防 計 画

1 防災知識普及計画

(1) 方針

地震による災害を最小限に食い止めるためには、県・町等防災関係機関による災害対策の推進はもとより、町民一人ひとりが日頃から地震災害についての認識を深め、災害から自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要である。

このため県・町等防災関係機関は、自らの職員及び町民に対し、地震災害に関する正しい知識や災害予防・災害応急措置等の防災知識の普及徹底を図り、防災意識の高揚を図るものとする。

(2) 町職員に対する防災教育

地震災害発生時に地域防災計画の実行上の主体となる町職員には、震災に関する豊富な知識が必要とされるほか、これらの知識に基づく適切な判断力が求められる。

このため、町は、防災業務に従事する職員に対して次の防災教育を実施し、職員の震災に関する知識の習得及び判断力の養成を図り、防災体制の確立等防災活動の円滑な推進を図るものとする。

① 教育の内容

- イ 大津町地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- ロ 非常参集の方法
- ハ 防災関係法令の運用
- ニ その他必要な事項

② 教育の方法

- イ 講演会、研修会等の実施
- ロ 防災活動の手引き等印刷物の配布
- ハ 見学、現地調査等の実施

(3) 一般住民に対する防災知識の普及

「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本について、一般住民が自覚を持ち、防災意識の高揚を図るため、次により防災知識の普及徹底を図るものとする。

① 普及の内容

- イ 地震に関する一般的知識
- ロ 震災対策の現状
- ハ 平常時の心得（日頃の準備）
 - ・緊急避難場所、避難路の確認。
 - ・家族間等による安否の確認方法。
- ニ 地震発生時の心得
 - ・緊急地震速報を覚知した時の対応行動。

② 普及の方法

- イ 社会教育を通じたの普及
- ロ 広報媒体等による普及
- ハ 防災訓練等による普及

(4) 学校教育における防災知識の普及

① 児童生徒等に対する防災知識の普及

学校における防災知識の普及は、安全教育の一環として児童生徒等及び教職員の生命、身体の安全を守るために行うものである。

防災意識の普及は、学校行事や学級活動を中心に各教科等教育活動全体を通して行うものであり、その内容や指導の方法については、次の内容を中心に、学校の種別や児童生徒等の発達段階に応じて工夫を行い、実態に即した防災知識の普及を行うものとする。

- イ 災害時の身体の安全確保の方法
- ロ 災害時の助け合いの必要性
- ハ 地震等災害発生のしくみ
- ニ 防災対策の現状

なお、大規模地震が発生した場合において、適切な行動がとれるよう避難訓練の充実に努めるとともに、保護者への児童の引渡し方法について検討、周知するものとする。

(5) 防災知識の普及の時期

県、町及び各防災関係機関は、「防災週間」、「防災とボランティア週間」等普及の内容により最も効果のある時期を選んで、適宜防災知識の普及を行うものとする。

2 自主防災組織整備計画

震災に備えての、自主防災組織の整備計画については、第2章第8節「自主防災組織整備計画」により行うものとする。

3 防災訓練計画

県・町等防災関係機関は、地域防災計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化、住民の防災意識の高揚を図ることを目的に、関係機関の参加と住民その他関係団体の協力を得て、大規模災害を想定した訓練を実施するものとする。

(1) 県・町等防災関係機関の個別防災訓練

大規模地震発生時の活動の要となる防災関係機関については、その処理すべき事務又は業務を的確、迅速に処理することが要求されるため、個別に訓練を実施する必要がある。

このため、県・町をはじめとする各防災関係機関は、単独又は共同で次の個別防災訓練を実施し、各機関の災害対応能力の向上を図るものとする。

- ① 参集（非常呼集）訓練
- ② 災害対策本部等設置訓練
- ③ 情報収集伝達（通信）訓練
- ④ 水防訓練
- ⑤ 消防訓練
- ⑥ 避難（誘導）訓練
- ⑦ 救出・救護訓練
- ⑧ 輸送訓練
- ⑨ その他必要な訓練

(2) 総合防災訓練への参加

町及び防災関係機関は、県が行う総合防災訓練等に積極的に参加し、防災関係機関の職員の能力向上、防災意識の高揚を図るものとする。

(3) 住民等の訓練

大規模地震発生直後においては、地域住民の自主防災組織や事業所の自衛消防組織等による救出・救護、初期消火、避難誘導等の活動に期待するところが大きく、これらの防災組織が災害発生時に適切な活動が行えるようにするためには日頃からの訓練の積み重ねが必要である。

このため、町・消防機関及び関係機関は、これらの防災組織の訓練について必要な助言及び指導を行うものとする。

なお、住民等が行う訓練については、自主防災組織のリーダーや防災指導員等地区ごとのリーダーの参加を求め、効率的、実践的な訓練実施に努めるとともに、住民は地域の防災訓練など自発的な防災活動に努めるものとする。

(4) 訓練の時期・場所等

① 訓練の時期

「防災週間」及び「防災とボランティア週間」等訓練を行うのに最も訓練効果のある時期を選んで実施するものとする。

② 訓練の場所

訓練の内容・規模により、最も訓練効果のある場所を選んで実施するものとする。

③ 住民参加を求める場合の留意事項

実地訓練に住民参加を求める場合は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等災害要配慮者に十分な配慮を行うものとする。

④ 訓練の検証

防災訓練の実施後は、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善に努めるものとする。

4 給水確保計画

(1) 水道施設の耐震化

① 水道事業者は、具体的な目標を定めて、水道施設の耐震性の計画的な強化に努めるものとする。

② 水道事業者は、緊急時に応急給水用の水の確保ができるよう、緊急遮断弁の設置等を計画的に推進するよう努めるものとする。

③ 町は、緊急時の飲料水の確保のために、飲料水兼用耐震性貯水層の設置を検討するものとし、水道事業者は、これに協力するものとする。

(2) 災害時応急体制の整備

① 町及び水道事業者は、お互いに協力し災害時の情報伝達手段を整備するものとする。

② 水道事業者は、応急給水及び応急復旧に必要な資機材の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備するものとする。

③ 水道事業者は、消防水利の多様化促進、緊急輸送手段の確保等について平常時から関係機関との協議、調整を行うものとする。

(3) 住民による飲料水の確保

水道事業者は、町の総務課と協力し、2～3日分の飲料水の備蓄や給水装置、受水槽の耐震化の推進等について、住民が自主的に取り組むよう啓発に努めるものとする。

5 建築物等災害予防計画

(宅地の災害予防対策)

町は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表及び、滑動崩落のおそれ大きい大規模盛土造成地においては宅地の耐震化の実施に努めるものとする。

第 3 節 災害応急対策計画

1 組織計画

(1) 災害対策本部の設置基準

町は、町内に大規模な地震が発生し又は発生する恐れがある場合等には、応急対策活動を強力に推進する中心的な組織として、災害対策基本法第 23 条に基づき災害対策本部を設置するものとする。

大津町災害対策本部の組織及び編成等は、大津町災害対策本部条例の定めるところによるが、地震災害に関する災害対策本部の設置基準については、次のとおりとする。

- ① 町内及び隣接市町村で震度 5 強以上の地震が発生した場合
- ② 災害が発生し又は発生する恐れがあり、その規模及び範囲からして本部を設置し応急対策を必要とする場合
- ③ 前記②のほか、激甚災害で特に応急対策を実施する必要がある場合

2 職員配置計画

(1) 指揮系統

大規模地震が発生した場合、町長の指揮のもとに次の指揮系統により迅速かつ的確な応急対策を実施する。

① 命令系統

イ 大地震が発生した場合、町長の指揮により直ちに災害対策本部の設置等災害応急対策の活動体制を整えるものとする。

□ 町長に事故があった場合は、副町長、教育長、消防団長、総務部長の順位で指揮を執るものとする。

② 連絡系統

イ 町内及び隣接町村で震度 5 強以上の地震が発生した場合、総務部長は、直ちに町長、副町長、教育長及び消防団長に連絡を行い必要な指示を受けるものとする。また、各部長にも速やかに連絡するものとする。

□ 電話回線等途絶により連絡不能の場合、総務部長は、無線、使者の派遣等により町長に連絡するものとする。

(2) 組織の確立

地震による災害が発生し、または発生する恐れのある場合は、次の措置を講じるものとする。

① 職員の配置

イ 地震の危険が予知され、これに関する情報が発表された場合

総務部長は、必要に応じ関係部長を招集し、情報を検討のうえ職員を配置し、情報の収集等にあたらせるものとする。

□ 第 1 警戒体制及び第 2 警戒体制

震度 4 及び 5 弱の地震が発生した場合は、災害対策本部設置前の第 1・第 2 警戒体制をとるものとし、地震情報の伝達及び被害情報の収集を行うものとする。また、総務課職員は、必要に応じて、被害情報等を関係各課へ連絡するものとする。

勤務時間外に震度 4 及び 5 弱の地震発生を発表をテレビ、ラジオ等で確認したときは、水防班に準じて関係課職員は直ちに自主登庁をするものとする。

なお、職員が登庁していない課については、総務課職員が連絡を行い警戒体制を整えるものとする。

ハ 災害対策本部体制（第 2 配置体制及び第 3 配置体制）

震度 5 強の地震が発生した場合は、第 2 配置体制により職員の約半数。また、震度 6 弱以上の地震が発生した場合は、第 3 配置体制により職員全員が対応するものとし、直ちに町長の指示により、災害対策本部を設置するもの

とする。

勤務時間外に震度 5 強以上の地震をテレビ、ラジオ等で確認した場合、関係職員は直ちに自主登庁するものとする。ただし、道路の遮断や公共交通機関等の不通により登庁できない場合は、所属長へその旨を連絡し、指示を仰ぐものとする。

関係課においては、職員の参集に遺漏のないよう、予め職員の参集系統、参集順位、連絡方法等について具体的に計画しておくものとする。

ホ 待機場所

上記イ及びロの場合は、住民相談室において待機するものとする。ハの場合は、各課において行うものとする。ただし、各課の 1 名は、情報連絡員として住民相談室に待機するものとする。

ハ 災害対策本部の設置場所（次の順位により確保するものとする。）

(イ) 大津町役場仮庁舎 (ロ) 大津町役場電算室 (ハ) 大津町生涯学習センター

② 本部会議

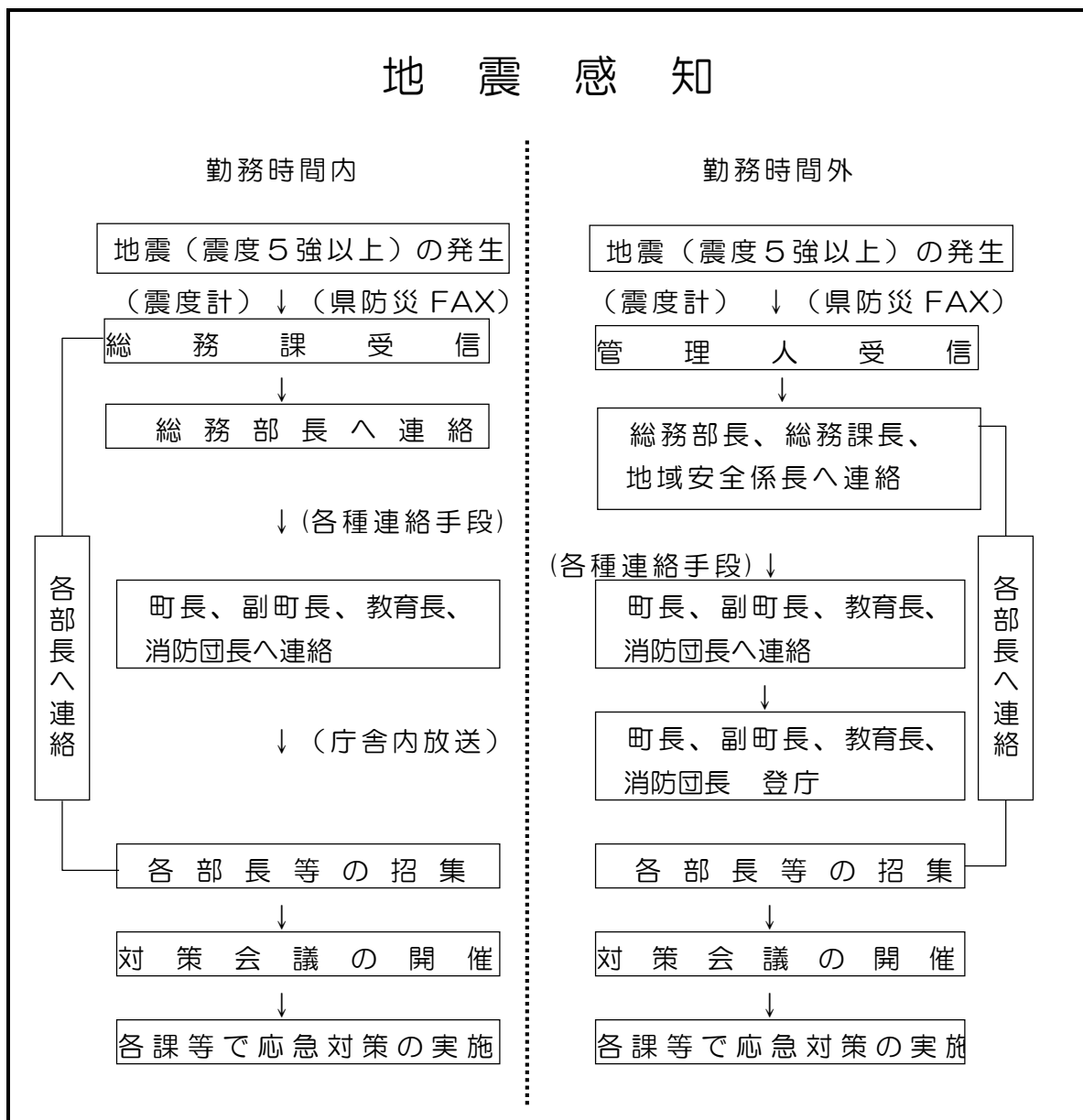
本部長は、災害対策本部を設置したときは、直ちに本部会議を開催し、応急対策について協議するものとする。

なお、本部員は、本部会議の決定に基づき、所属職員を指揮して応急対策に万全を期するものとする。

③ 現地本部

大地震により被害が発生し、本部長が災害対策上特に必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置するものとする。

指揮系統図



※震度5弱以下でも被害が甚大な場合は、この系統に準ずる。

職員の参集基準

警戒体制	震度	職員配置体制	職員参集の流れ
第1警戒体制	4	第1警戒体制の職員 ※必要に応じ各課へ連絡	<p>【勤務時間内】</p> <p>県危機管理防災課（専用FAX）→総務課受信→総務部長が関係職員へ指示</p> <p>【勤務時間外】</p> <p>県危機管理防災課（専用FAX）→管理人受信→総務部長・総務課長・地域安全係長へ連絡→総務部長・総務課長・地域安全係長登庁→関係職員登庁</p>
第2警戒体制	5弱	第2警戒体制の職員	<p>【勤務時間内】</p> <p>県危機管理防災課（専用FAX）→総務課受信→総務部長が関係職員へ指示</p> <p>【勤務時間外】</p> <p>県危機管理防災課（専用FAX）→管理人受信→総務部長・総務課長・地域安全係長へ連絡→総務部長・総務課長・地域安全係長登庁→関係職員登庁</p>
災害対策本部体制	5強	第2配置体制の職員(100名)	<p>職員の参集に遺漏のないよう予め職員の参集系統参集順位、連絡方法等について具体的に計画しておく。</p> <p>震度5弱・強の地震をテレビ、ラジオ等で確認した場合は、直ちに自主登庁するものとする。</p>
	6弱以上	第3配置体制の全職員	<p>【勤務時間内】</p> <p>県危機管理防災課（専用FAX）→総務課受信→総務部長指示</p> <p>【勤務時間外】</p> <p>県危機管理防災課（専用FAX）→管理人受信→総務部長・総務課長・地域安全係長へ連絡→総務部長・総務課長・地域安全係長登庁→全職員登庁</p> <p>震度6弱以上の地震テレビ、ラジオ等で確認した場合は、直ちに職員自ら情報収集につとめ、自主的に登庁するものとする。</p> <p>ただし、道路の遮断や交通機関の不通により登庁できない場合は、所属長へその旨伝えるとともに指示を仰ぐものとする。</p>

3 応援要請計画

大地震による災害が発生したときは、直ちに次の措置を講じ、応援協力体制を確立し、災害対策に万全を期するものとする。

(1) 関係機関との相互連絡

町は、次の関係機関と相互に密接な連絡を保ち、災害対策の迅速適切な推進に努めるものとする。

① 県との関係

町は、県に災害対策本部が設置されたときは、常に密接な連絡を保ち、県の施策に適合するよう十分調整を図るものとする。

② 防災会議構成機関

大規模地震発生時には、その被害が拡大することが予想され、単一の防災関係機関のみでは、応急対策活動にあたって支障をきたすことから、各機関は平常時から関係機関と十分に協議して、応援協力体制を確立しておくとともに、災害時には適切な応援協力を図るものとする。

(2) 自衛隊派遣要請等

町長は、大規模地震により緊急に人命救出等の必要を認めるときは、熊本県地域防災計画による「自衛隊派遣要請計画」により、県北広域本部長を経由して、知事に自衛隊の派遣を要請するものとする。

また、町長から隊区担当部隊（第42即応機動連隊 第2中隊）への災害発生情報等の通報により、自衛隊の派遣（自主派遣）が可能となる場合がある。

（災害派遣要請に含める事項）

- ① 災害の状況及び派遣を要請する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ 派遣部隊が展開できる場所（総合運動公園等）
- ⑤ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

(3) その他の応援要請

町は、管内に災害が発生した場合において、適切な応急措置を実施する必要があると認めるときは、県、その他の市町村に対し応援又は応援の斡旋を要請するものとする。

4 通信連絡対策

災害発生時における通信連絡は、第3章第5節「通信施設利用計画」により通信手段の確保を図るものとする。

5 災害状況の把握及び広報

(1) 災害状況の緊急把握

災害情報の収集は、第3章第6節「情報収集及び被害報告取扱計画」に定めるところによるものとするが、大規模地震による被害が発生したときは、直ちに調査班を編成し、被害状況の把握を行い、管内の被害情報を収集し、県その他の関係機関に通報又は報告を行うものとする。県に報告ができないときは、直接国（消防庁）に対して被害報告を行うものとする。この場合、通信が回復次第、速やかに県に報告するものとする。

また、地震により区域内で震度5以上を記録したもの（被害の有無を問わない）については、直接消防庁に対して報告するものとする。

(2) 町民に対する広報

大規模地震における災害情報の町民に対する広報は、第3章第7節「広報計画」の定めるところによるものとするが、町は特に、災害情報、災害応急対策及び余震時の心得等を住民に周知し、被害の軽減と民心の安定を図るものとする。

6 避難対策

大地震が発生した場合における避難対策は、第3章第10節「避難計画」に定めるところによるものとするが、関係機関は特に次の措置を講じ、災害時における住民の避難が円滑適切に行われるよう努めるものとする。

(1) 避難の勧告または指示

避難の勧告または指示の実施責任者は、大地震が発生した場合、避難の時機を失しないよう速やかに避難の勧告または指示を行うものとする。

(2) 避難の勧告または指示の伝達

① 避難の勧告または指示の実施責任者は、勧告または指示を発したときは、時機を失することなく、サイレン、警鐘、防災行政無線、広報車等を用い、または併用して迅速に地域住民に対し周知を図るものとする。

② 町は、放送による避難に関する伝達の必要を認めた場合は、県に放送要請の依頼をし、放送機関に対し放送を要請するものとする。

(3) 避難者の収容

避難予定の収容施設が被害を受けた場合、被災者が多数のため収容施設に収容できない場合、または近くに安全な施設がない場合は、野外収容施設を設営するものとする。

7 消火対策

大規模地震における消火対策は第3章第9節「消防計画」に定めるところによるものとするが、町は特に次の措置を講じ、大規模地震における消火の万全を期するものとする。

(1) 町長は、地震直後、あらゆる火源の即時消火について一般住民に周知を図るとともに、状況に応じ被災地への電気、ガスの供給停止を要請するものとする。

(2) 被災地域に危険物等が存在し、特殊火災発生のおそれがある場合、町長は直ちに特殊火災防止並びに地域住民の避難等安全確保の措置を講じるとともに、必要に応じ関係機関に対し、消火に必要な専門技術者の派遣を要請するものとする。

8 救出対策

大規模地震時における被災者の救出は、第3章第12節「救出計画」に定めるものとするが、関係機関は特に次の措置を講じ、被災者の救出に努めるものとする。

(1) 住民は積極的に消防職員及び消防団員並びに警察官に協力し、被災者の救出に努めるものとする。

(2) 消防職員、消防団員及び警察による救出

消防職員、消防団員及び警察官は、総合的に連絡協力し、被災者の救出に努めるものとする。

(3) 町職員による救出

町長は、必要に応じ職員による救出班を編成し、救出活動にあたらせるものとする。

(4) 町は、必要を認めたときは、県北広域本部を経由して知事に自衛隊の災害派遣を要請し、被災者の救出に万全を期するものとする。

第4節 災害復旧計画

1 公共土木施設災害復旧計画

大地震による公共土木施設の災害復旧については、第5章第2節「公共土木施設災害復旧計画救出計画」により行うものとする。

2 農林水産施設災害復旧計画

大地震による農林水産施設の災害復旧については、第5章第3節「農林水産施設災害復旧計画」により行うものとする。

3 その他の災害復旧計画

大地震による住宅及び公立学校施設の災害復旧については、第5章第4節「その他の災害復旧計画」により行うものとする。

第 5 章 災害復旧・復興計画

第 1 節 災害復旧・復興の基本方向

町は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定めるものとする。特に、大規模災害時等の場合には、この基本方向に基づき復興計画を作成し、適切な進捗管理を行うとともに、様々な機会を捉え、情報発信を行うものとする。

復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の参画にも配慮するものとする。

また、復旧・復興対策の推進のため、庁内の推進体制を構築した上で、必要に応じ、国、県及び他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるとともに、密接な連携を図るものとする。

第 2 節 公共土木施設災害復旧計画

国土交通省及び農林水産省所管に係る公共土木施設災害復旧工事は、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」(昭和 26 年法律第 97 号)に基づき、国庫負担を受け災害復旧を実施する。

1 実施機関

災害復旧の実施責任は、原則として県の管理に属する施設については県が、町の管理に属するものは町において実施するものとするが、その他法令の規定により、災害復旧の実施について責任を有するものが当該施設の復旧にあたるものとする。

2 復旧方針

公共土木施設の災害復旧方針は、各施設の原形復旧とあわせて、再度災害の発生を防止するために必要な施設の新設または改良を行う等の事業計画を樹立するものとし、これら施設の早期復旧の完成に努めるものとする。

3 対象事業

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第 3 条に規定する政令で定める公共土木施設とは、次のような施設である。

- (1) 河川 河川法第 3 条による施設等
- (2) 砂防設備 砂防法第 1 条または同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸
- (3) 林地荒廃防止施設 山林砂防施設または海岸砂防施設
- (4) 地すべり防止施設 地すべり等防止法第 2 条第 3 項に規定する施設
- (5) 急傾斜地崩壊防止施設 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 2 条第 2 項に規定する施設
- (6) 道路 道路法第 2 条第 1 項に規定する道路
- (7) 下水道 下水道法第 2 条第 3、4、5 項に規定する施設
- (8) 公園 都市公園法第 2 条第 1 項に規定する都市公園または都市公園等整備緊急処置法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する施設
- (9) 集落排水施設 農業農村整備事業で整備した農業集落排水施設

4 財政援助

公共土木施設災害復旧事業を実施するための財政援助としては、次により措置さ

れるものである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担
- (2) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫負担率の嵩上げ
- (3) 地方債の元利償還金の地方交付税算入
- (4) 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債の充当

第 3 節 農林水産施設災害復旧計画

農地、農業用施設、林業施設、漁業施設及び共同利用施設(以下「農地等」という)の災害復旧工事は、「農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」(昭和 25 年法律第 169 号)に基づき、国庫補助を受け災害復旧を実施する。

1 実施機関

農地等の災害復旧は、当該災害の規模等により実施主体を決めるものとし、一般的には町、土地改良区、農業協同組合及び森林組合等当該機関によって施行するものであるが、災害の規模が大きくしかも高度の技術を要するもの等は、その実情に応じ県営事業として施行するものとする。

2 復旧方針

農林水産施設の災害復旧方針は、第1節「公共土木施設災害復旧計画」の2「復旧方針」に準じて施行するものとするが、その他特に本復旧事業の推進にあたって必要な事項は次のとおりとする。

- (1) 同法律により、国に対し災害復旧の申請をなし、早急な国の査定を要請するとともに、緊急度の高いものは応急復旧その他は査定後施行するものとする。
- (2) 前記(1)の事業を推進するため、当該災害の規模等により臨時適切な技術職員の配置を考慮するとともに、早期復旧の実現を期する。
- (3) 農地等の復旧事業は3箇年を原則とし、初年度が30%、2年度50%、3年度20%の進捗で完成することとされている。
- (4) その他災害復旧の特色としては、緊急性により施越工事が認められているから、資金計画を樹立して、早期復旧を図るものとする。

3 対象事業

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第2条に規定する農林水産施設とは次のような施設である。

- (1) 農地 耕作の目的に供される土地
田、畑
- (2) 農業用施設 農地の利用又は保全上必要な公共的施設であって、次のものをいう。
 - ① かんがい用排水路、ため池、頭首工、揚水機
 - ② 農業用道路、橋梁
 - ③ 農地保全施設、堤防
- (3) 林業用施設 林地の利用又は保全上必要な公共的施設であって、次のものをいう。
 - ① 林地荒廃防止施設(法令により地方公共団体又はその機関の維持管理に属するものを除く。)
 - ② 林道
- (4) 共同利用施設
農業協同組合 農業協同組合連合会、森林組合連合会の所有する次のものをいう。
 - ① 倉庫

- ② 加工施設
- ③ 共同作業場及びその他の農林水産業者の共同利用に供する施設

4 財政援助

農地等の災害復旧事業を実施するための財政支援としては、次により措置されるものである。

- (1) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による国庫補助金
- (2) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫補助金の嵩上げ
- (3) 地方交付税法に基づく地方債の元利補給
- (4) 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債
- (5) 天災による被害農林漁業者に対する資金の融資に関する暫定措置法第2条第1項の規定に基づく融資

第 4 節 その他の災害復旧計画

1 住宅災害復旧計画

(1) 災害公営住宅の建設

災害公営住宅（公営住宅法第8条第1項の規定による）は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の一以上に達した場合に低所得罹災者のため国からの補助を受けて建設し、入居者は公正な方法により選考して入居させるものとする。建設に当たっては、高齢者、障がい者等に配慮した仕様に努めるとともに、家庭動物との同居等についても配慮するものとする。

① 適用災害の規模

A 地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天然現象による場合

イ、被災全域の滅失戸数が500戸以上のとき。

ロ、1市町村の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき。

ハ、1市町村の区域内の滅失戸数がその区域内住宅戸数の1割以上のとき。

B 火災による場合

イ、被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき。

ロ、1市町村の区域内の滅失戸数が当該市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき。

② 建設及び管理者

災害公営住宅は町が建設し、管理するものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、県において建設し管理するものとする。

③ 建設、管理等の基準

災害公営住宅の建設及びその管理等の基準は、概ね次の基準によるものとする。

	基準内容
入居者の条件	イ、当該災害により住宅を滅失した世帯であること。 ロ、当該災害発生後3年間は月収26.8万円以下の世帯であること。 ハ、現に同居しまたは同居しようとする親族を有する世帯であること。 ニ、現に住宅に困窮していることが明らかな世帯であること。
建設限度個数	イ、一般災害は、滅失戸数の3割 ロ、激甚災害は、滅失戸数の5割
補助率	イ、一般災害の場合は、当該年度の標準工事費の2/3 ロ、激甚災害の場合は、当該年度の標準工事費の3/4
規格	住宅1戸の床面積の合計が19平方メートル以上80平方メートル以下のものとする。
家賃	管理者が必要に応じて、その都度決定する額とする。

(2) 既設公営住宅の復旧

災害により公営住宅が滅失し又は著しく損傷した場合は、当該公営住宅に係る公営住宅の工事費もしくは補修に要する費用又は公営住宅等を建設するための土地の復旧に要する費用は所定の率により補助される。

(3) 一般被災住宅の融資

一般住宅の災害復旧については、住宅金融支援機構による災害復興融資を活用して復旧に努めるものとする。

2 公立学校施設災害復旧計画

公立学校施設の災害復旧は、公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和28年法律第247号)に基づくほか、単独事業としてそれぞれ次により実施するものとする。

- (1) 実施機関 公立学校施設の復旧は、県立学校にあっては知事、町立学校にあっては町長が行うものとする。
- (2) 復旧方針 公立学校施設の復旧方針は、第1節「公共土木施設災害復旧計画」の復旧方針に準ずる。
- (3) 対象事業 同法による学校施設で、建物、建物以外の工作物、土地及び設備である。
- (4) 財政援助 公立学校施設災害復旧事業を実施するための財政援助は、次により措置されるものである。
 - ① 公立学校施設災害復旧費国庫負担法による国庫負担
 - ② 激甚災害に対処するための財政援助等に関する法律に基づく国庫負担率の嵩上げ
 - ③ 地方交付税法に基づく地方債の元利補給
 - ④ 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債

3 被災者自立支援対策計画

大規模な災害発生時には、多くの人々が被災し、住宅や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危機に瀕して、地域社会が混乱に陥る可能性がある。そこで、こうした災害時の人心の安定に資するため、被災者の自立支援のための措置を講じるものとする。

(1) 被災者に対する生活支援等

町は、被災者の生活再建に向けて、その見守りや生活支援、相談対応等の被災者支援を行うものとする。また、効果的な被災者支援を実施するための情報提供や他市町村間との連携、地域の支援者や民間事業者等との連携による見守り体制を構築する。

(2) 被災者に対する生活相談

町は、消費生活相談を総合支援窓口に取り組み、優先的に相談を実施するように努める。

(3) 罹災証明書の交付

① 早期交付のための体制確立

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明を交付するものとする。なお、被害の調査等に当たっては、「災害に係る住家被害認定基準運用指針」及び「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」を参考にするものとする。また、町は、被災建築応急危険度判定制度と被災宅地危険度判定制度及び罹災証明書発行に関する住宅被害認定制度の目的等の違いについて十分に住民に周知するものとする。

[他の建物調査との違い]

項目	被害建築物危険度判定	被災宅地危険度判定	住宅被害認定
実施目的	余震等による二次災害の防止	宅地の崩壊危険度等を判定し結果を表示	住家に係る罹災証明書の交付
実施主体	市町村（県等が支援）	市町村、県	市町村
調査員	応急危険度判定士（行政又は民間の建築士等）	被災宅地危険度判定士（認定登録者）	主に行政職員（罹災証明書交付は行政職員のみ）
判定内容	当面の使用の可否	宅地の被害状況を把握し二次災害を軽減・防止	住家の損害割合（経済的被害の割合）の算出
判定結果	危険・要注意・調査済	危険・要注意・調査済	全壊・大規模半壊等
判定結果の表示	建物に判定結果を示したステッカーを貼付	見えやすい場所に判定結果ステッカーを貼付	罹災証明書に判定結果を記載

② 交付状況等の報告及び課題共有等に関する調査

町は、住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付状況について、県に報告するとともに、被害の規模と比較して町の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、県、他の地方公共団体や民間団体の応援を要請し、町と応援職員が合同で事務を実施できる体制構築に努める。また、被害が複数の市町村にわたる場合には、県との調整により、調査・判定方法にばらつきが生じないように定期的な他市町村との課題の共有や対応の検討を図る。